

令和元年第3回大木町議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和元年6月19日（水） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

1番	馬場高志	8番	菰方英二
2番	野口裕子	9番	徳永伸行
3番	原田勝	10番	古賀知文
5番	古賀靖子	11番	小畠裕司
6番	北島好昭	12番	中島宗昭
7番	益田隆一	13番	中島和正

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	境公雄	こども未来課長	内藤智之
副町長	益田富啓	健康課長	田中美和子
教育長	平山浩一	福祉課長	池末行成
総務課長	境克浩	産業振興課長	広松栄治
企画課長	北島克彦	建設水道課長	川村九州生
会計課長	的場哲也	環境課長	中村和也
税務町民課長	杉康則	学校教育課長 兼生涯学習課長	野田昌志

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

①一般質問

②大木町環境プラザの指定管理者の指定について

③町道路線の廃止について

④町道路線の認定について

⑤大木町議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

⑥大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出について

⑦会議録署名議員の指名について

追加日程

①令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第１号）について

②大木町教育委員会委員の任命について

８．議事

議長　それでは、皆様、改めましておはようございます。

まずは、昨夜発生をいたしました新潟・山形県において、震度６強という地震におきまして被災された皆様に心から見舞いを申し上げますとともに、その被害の軽微ならんことを心からお祈りを申し上げます。

また、本日は、６名の議員より一般質問の通告がなされております。

一般質問は、政策に取り組み、政策に生きる我々議員にとって、最も華やかで意義のある発言の場であり、住民の皆様からも重大なる関心とご期待を持たれている大事な議員活動の場でございます。大所高所からの建設的な立場での活発な議論をお願い申し上げ、挨拶といたします。

ただいまの出席議員１２名。したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから第３回定例会２日目を開会いたします。

また、場内、若干暑うございますので、上着のほうは外していただいても結構ですが、一般質問をされる議員の皆様は、上着着用にて質問をしていただくようお願いをいたします。

それでは、日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

10番、古賀知文議員の一般質問を許します。古賀知文議員。

古賀知文議員 10番、古賀知文でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1、大木町の次期総合計画について。

令和元年5月4日の西日本新聞に、大刀洗町が本年度から10年間の町政運営の指針とする第5次大刀洗町総合計画を策定したという記事が掲載されました。見出しに「校區別に初の将来構想」とあったのが気になり、大木町の企画課と同行して大刀洗町の地域振興課を訪れ、研修をしてまいりました。

振興課の説明では、総合計画は町民の願いが詰まった計画になるように、中学生や高校生、大学生などの若い人たちや地域ボランティア活動をしている人、専門的な知識を持っている人など、まちづくりに関係する多くの人と一緒にまちの将来を語り合って作成したということでした。

また、総合計画の目的として、まちが目指す未来の姿を皆で共有し、町民の取り組み方を明らかにし、より暮らしやすいまちにするため、一人ですること、家族や近所の人、校区の人たちとできること、行政がやるべきことなどおのおのが役割を持ち、皆で力を合わせてまちづくりに取り組むとしています。

また、総合計画にあわせて校區別に目指す未来の姿、各校区の魅力や特色を生かした地域づくりのため、校区に住む皆が何ができるかについて語り合い、まとめたということでありました。住民の若い人をターゲットにした協働の手づくりの総合計画には、新鮮で大変興味を持たされました。

ところで、大木町の第5次総合計画は、来年度が目標年度になっております。また、まち・ひと・しごと総合戦略も、同じく来年度が1期目の目標年度であります。地方自治法には義務づけがありませんが、総合計画の策定の準備段階

ではないかと考えますが、次期総合計画の進捗について、企画課長に伺います。

次に、２、大木町のふるさと納税の使途について。

本年６月から、ふるさと納税の新制度が始まりました。過度な返礼品競争を是正するための制度改革ということであります。

さきの令和元年５月２７日の西日本新聞に、１８年度筑後地区の市町村のふるさと納税の寄附額が掲載されました。大木町が１４億６０９万円で、１７年度と比較して約１２倍の大幅伸びで、地区１位の寄附額となっていました。理由として、北海道胆振東部地震で震度７の揺れに見舞われた厚真町のふるさと納税の事務代行を行ったことが転機となり、ふるさと納税サイトに大木町の活動が紹介され、全国に大木町が知れ渡ったことではないかと載っておりました。生産者を初め行政関係者の方々には、大いに敬意を表するものであります。

そこで、当該新聞記事について、我々にもう少しわかりやすいよう企画課長に説明を伺いたいと思います。

また、寄附額１４億円となれば、経費を差し引いた本町の収入も多額と想定されます。そこでどうしても気になるのが使途であります。

質問します。経費を差し引いた本町の収入額は、おおむねどのくらいであったか。

寄附納税者の使途に対する要望はどういう状況であったか。

以上２点、企画課長に伺います。

また、使途に対する考えについて町長に伺います。

以上です。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長　古賀議員の一般質問の答弁をさせていただく前に、先ほど議長も申されましたけれども、昨夜、新潟県沖において、最大震度6強という非常に強い地震が発生をいたしました。大きな被害が出ているようでございますけれども、被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興を願いたいと思っております。

本当に災害はいつ起こるかわからない、そういうような状況でございますので、私どもも気を引き締めて、災害に対して町民の皆さんの生命・財産を守るよう、気を引き締めて対応をしてまいりたいというふうに思っております。

早速ですけれども、10番、古賀知文議員の一般質問にお答えいたします。

まず、私から、2、ふるさと納税の使途に対する考えについて答弁させていただきます、1、大木町の次期総合計画についてと、2、ふるさと納税の使途についての中で、寄附金額等の詳細につきましては企画課長に答弁をさせます。

昨年度の本町へのふるさと納税につきましては、全国から7,000件を超える寄附者の皆様から、約14億円の温かいご支援、励ましのメッセージをいただいております、心から感謝しているところでございます。

ふるさと納税制度につきましては、議員ご指摘のとおり、総務省は、過度な返礼品競争の是正を目的に、生産地等による返戻品の限定化や資産性の高い返礼品の禁止、返礼品の調達率を消費税を含めて寄附額の3割以内とすることなど厳格化し、制度の趣旨に沿って実施する自治体のみに寄附金控除の許可を与える指定認可制度として見直し、6月1日よりスタートが切られたところでございます。

これにより、指定認可されない自治体については、実質的に最長1年4カ月間、ふるさと納税制度の活用ができなくなるとともに、指定認可された自治体においても、返礼品については逐一県や総務省に確認をするなど、返礼品の見

直し作業が厳格に進められております。

しかしながら、過度な返礼品競争は排除されるものの、寄附者にとっては、全国1,741市町村の中からどこを選ぶかは、これまで培われてきた自治体の知名度、ブランド力に左右される部分も大きいと言われており、そのような中で大木町をどのように際立たせ、選んでいただくように工夫するかは大きな課題と言えます。

また、ふるさと納税は、地域産業活性化の起爆剤として期待されているところも多く、WAKKAを拠点に町内特産品の魅力向上と販売促進にまちを挙げて取り組んでまいります。

さて、議員ご質問のふるさと納税の使途に対する考え方でございます。先ほど述べたとおり、1つは、大木町を寄附先として選んでいただくために、寄附者が共感を持って選んでいただけるような事業を提案すること。2つ目として、寄附を受けた側の町民も、その使い方に関心を持って参加いただくことが必要だと考えております。

具体的に申し上げますと、今年度、ふるさと納税まちづくり夢プロジェクトと題した新規事業をスタートさせることにしております。これは、町民や企業の皆様からふるさと納税の使途に関するアイデアを出していただき、選定されたアイデアをふるさと納税の寄附目的の一つとして掲げ、寄附者から一定の賛同を得られた事業に対し、基金化したふるさと納税寄附金の一部を充てて、そのプロジェクトの実施に取り組んでいくという事業でございます。

現在、試行的に職員から提案されたアイデアをもとに、本年度のプロジェクト案件を選考しているところであり、本年中には町民の皆様からもアイデアを募集していきたいと考えているところでございます。

寄附者の皆様には、大木町が描くまちづくりを知っていただき、寄附を通じ

て応援していただくことができ、町民の皆様にも、自身のやりたいまちづくりを提案し、参画することが可能となり、また、その使われ方も明確となるため、双方にとって納得し、共感いただける制度になるものと期待をしているところでございます。

以上で、10番、古賀知文議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 令和初の一般質問でございますので、誠心誠意お答えさせていただきたいと思います。

10番、古賀知文議員の一般質問にお答えいたします。

まず、大木町の次期総合計画についてでございますが、議員ご指摘のとおり、これまで総合計画については、地方自治法において、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定めることが義務づけられておりました。しかし、平成23年5月の地方自治法改正により、基本構想の法的な策定義務がなくなると、全国的には策定しない自治体も見受けられるようになっていきます。

しかし、総合計画は、まちの総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、町民のまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、本町では法的な策定義務がなくても策定すべきと考えております。

本町の第5次大木町総合計画は、平成23年度から10カ年間の計画として策定しており、来年度が目標年度となっておりますので、専ら最終年度を前に、次期計画の策定方針等について構想を練っている段階でございます。

このため、次期総合計画の進捗につきましては、これから手続きを経なければ

ばなりませんので、あくまで構想案段階であることをお断りし、お答えさせていただきますと、まず、計画策定の基本的な理念といたしましては、これから超少子高齢化や自治体の財政事情が厳しくなる中で、行政だけではこれまでのような住民サービスを維持し、また、多様化、高度化し、増大する住民ニーズへの対応が困難となってくることが予想されるため、今後は住民と行政が対等の立場で協力し合い、役割分担を明確化して、これまで以上に住民の皆さんの自主的、主体的なまちづくりへの参画、いわゆる住民自治のウェイトを高めていく必要があると考えております。そのおのこの果たすべき役割を認識し、共有していくためのツールとして、総合計画を策定したいと考えております。

次に、計画の構成としては、事務の軽減、効率化等の観点から、次期総合計画と同じく来年度で終期を迎える大木町まち・ひと・しごと創生総合戦略や、各種個別計画とを一体化した計画とし、計画期間中にまちが主体的、重点的に行う事業を行政計画として、評価指標——K P I と申しますけれども——を設定して、具体的な施策を記述していきたいと考えております。

加えて、本町がこれから進めていこうとする住民協働、住民自治の第1段階として、大刀洗町の例にもありますように、校区ごとに、どういう地域にしていきたいのか、そのためには何をしなければならないのかなど、校区の中で十分に協議していただき、住民と行政の役割分担を明確化した校区計画を盛り込んでいきたいと考えております。

現在、来年度の素案策定に向けた準備段階として、行政計画については策定委員会等の準備を進めている段階であり、校区計画につきましては、今後、各校区における課題抽出や取り組み方策等、校区民との協議の場を設定していくため、その支援に当たる校区担当職員の配置や策定スケジュール等につきまして、先日、町行政区長会の役員会で説明したところであり、まさにスタートラ

インに立ったばかりのところでございます。

次に、大木町のふるさと納税の使途についての中で、寄附金額等の詳細についてご説明いたします。

まず、先月２７日の西日本新聞で掲載された筑後地区１２市町の平成３０年度ふるさと納税特集記事において、若干補足を含め説明をさせていただきます。

昨年度大きく給付額が伸びた理由といたしましては、新聞にも掲載されていたとおり、北海道胆振東部地震で被災された厚真町への代理寄附にいち早く取り組み、結果として長期にわたりふるさと納税サイトのトップページに掲載されたことで、町名の露出機会がふえ、知名度の向上につながったことのほか、平均年収２，５００万円以上の高額所得者向け会員情報誌に記事を掲載したことや、担当職員が過去の一定額以上の寄附者に対し手書きのダイレクトメールを送付したこと、そのほか、返礼品の開発・開拓によりアイテム数を約６００にふやしたこと等に加えまして、都市圏で開催された福岡県人会総会や町職員出身高校の同窓会総会、ふるさと納税フェアにおける町長や職員によるＰＲ、そのほか議員さんや職員の親類、友人等をご紹介いただいたこと、ふるさと納税サイトを５つに拡大したこと、まちのふるさと納税カタログを見栄えよく一新したことなど複合した要因で奏功し、寄附額の増加につながったものと考えております。

次に、平成３０年度のふるさと納税寄附金から経費を差し引いた、実質的に町の収入となる寄附額のご質問でございますが、職員人件費と厚真町への代理寄附分を除き、返礼品代やインターネット専用サイト利用料などの諸経費を差し引いて、約４億９，２００万円となっております。

最後に、使途目的別の給付状況についてでございます。

本町では、昨年度は、厚真町への代理寄附や未選択を含め９つの選択肢を設

けてふるさと納税を募っておりました。件数別で申し上げますと、1番が子育て支援事業で2,345件、約32.6%、2番目が町政全般——町への委任でございますけれども、こちらのほうが2,016件、約28.0%、3番目が環境・資源循環事業で1,375件、約19.1%となっております。この3事業で全体の約8割を占めております。ちなみに、厚真町への代理寄附につきましては4番目で、417件、約5.8%でございました。

いずれにしても、今月から総務省通達の新制度が始まっており、他の自治体に埋没することのないよう尽力してまいりたいと考えておりますので、議会におかれましても、昨年以上のご協力をお願いし、10番、古賀知文議員の一般質問の答弁を終わります。

議長 それでは、大木町の次期総合計画についての2回目の質問はありますでしょうか。古賀知文議員。

古賀知文議員 私も、地方創生の基本は、町民による町政の協働ではないかと思っております。また、協働のまちづくりに必要なのは、町民がいかに施策の内容を理解し、何をすべきかについて行政と共有することだと思います。大刀洗町の担当課の説明では、総合計画の策定段階で町民によるワークショップを開催し、校区ごとに外部委託のファシリテーターを活用し、彼らが校区の特色を見出す等の計画策定のリーダーシップを発揮したということでありました。

課長の答弁によりますと、主に庁内職員だけでの総合計画策定を考えておられるようですが、外部との調整や意見の取りまとめなど煩雑な作業が多々想定されます。総合計画策定に当たり、大刀洗町の例に見るような外部委託等は考えないのか。

また、どうすれば町民が総合計画の内容をよりよく理解し、事業の取り組みを行政と共有することができる内容になるかの2点について、企画課長の意見を伺います。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 古賀知文議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、総合計画の策定に当たり、外部委託等の考えについてでございます。

先ほども述べましたとおり、本町では、社会情勢の変化に伴いまして、住民の皆さんにはこれまで以上にまちづくりの自主的、主体的な参画をしていただき、さらに住民協働、住民自治を進めていきたいというふうに考えております。

その第1段階として、次期総合計画では校区別の地域計画を策定したいというふうに考えておりまして、いわゆる校区民の、校区民による、校区民のための計画という形で策定させていただければなというふうに考えておるところでございます。

そういった中で、なるだけ策定に当たりましては、老若男女、より多くの方々のご意見等について賜ってまいりたいというふうに考えておりまして、そういった中では議員ご指摘のとおり、ワークショップ等の手法も考えておるところでございます。

そういったワークショップ等の中では、よりよい意見を引き出すためのファシリテーターという役割を持った方たちが専門的にいらっしゃるわけですが、そういった部分については積極的に外部委託も含めて検討できればなと考えておるところでございますが、これもまだ機関決定等も経なくてははいけませんので、あくまでも私の個人的な考えということでとどめさせていただき

たいと思います。

それと、２点目の総合計画の内容をより町民の方々にご理解いただき、事業の取り組みを共有することができるようになるかについてでございます。

１つは、議員ご指摘のとおり、計画策定段階から自分たちのこととして町民の皆様方に興味を持っていただき、できるだけ多くの皆さんに参画・関与いただくことではないかというふうに考えておるところでございます。

また、総合計画の策定後につきましては、写真やイラストを活用して、よりわかりやすい内容とした印刷物等にまとめまして、いろんな機会を捉えて住民の皆様方に丁寧にご説明していくことではないかというふうに考えておるところでございます。

以上で古賀知文議員のご質問に対する答弁のほうを終わらせていただきたいと思います。

議長　大木町の次期総合計画についての３回目の質問でございますでしょうか。

１０番、古賀知文議員。

古賀知文議員　少子高齢化、人口減少という時代背景の中で、初めて町民と協働による行政の方向にかじを切る総合計画の策定に当たっては、十分な人員体制と必要な予算を確保し、計画された事業に対し町民が一体となって取り組める内容の総合計画とするため、全庁を挙げて進めていただきたいと思います。が、町長の意見を伺います。

議長　それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　古賀議員の再質問にお答えいたします。

まずもって、大刀洗まで行かれて、総合計画の策定の具体的な内容をいろいろ調査いただき、ご提案をいただいたと。本当に非常に貴重なご提案をいただきましたことに対しまして、まずもってお礼申し上げます。

次期総合計画につきましては、議員ご指摘のように、本当にこれまでの時代と違う時代が訪れる。非常に困難な時代が訪れる。それに対する総合計画をつくるわけですから、本当に新たなスタンスで取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

1つは、現在、その総合計画があって、いろんな個別計画が、恐らく20とか30の個別計画、地方創生も含めてあると思います。それは、それぞれはその総合計画を実現するためにつくったものではございますけれども、実質的にはそれに関して整合性が十分とれているかという点、やっぱり少しばらばら感があると。結局、それぞれの課においては計画に基づいて事業を実施しているにもかかわらず、それぞれの課の事業が十分整合がとれてないような、そういうような状況もございますし、それがもとで、それも一つの原因で、いわゆる縦割りの行政の仕組みになってきておると。とにかく時代の要請とか、いろんな県とか国の要請に応じていろいろ計画を積み重ねて、どんどん膨れ上がっているというのが今の現状だというふうに思っております。今回の総合計画をつくるに当たっては、それらのものを整理して、やはり総合計画はまちづくりの柱でございますから、その柱と個別計画の関連性をきちっと位置づけるということが非常に大事なことでございます。

それともう一つは、最近、非常に行政課題、地域課題がふえてきておりまして、それらに対応するのに本当に行政が、もうあっぱあっぱの状況であるということ間違いはないと思っております。これからますますそういうような課題

はふえてまいりますので、本当に地域が、やっぱり一定、自分たちの地域は自分たちで考える、自分たちでできることは自分たちで考えるという、そういうような地域自治というか、そういうものを確立していただくことも当然必要になってきますし、その地域と行政の関係、これが非常に重要でございますので、そういうものをきちっとやっぱりこの総合計画の中に踏まえていかなければならないというふうに考えております。

そういうことを踏まえて総合計画づくりに着手してまいりますけれども、やはり議員ご指摘のように、町民の皆さんとしっかりと将来のまちづくりビジョンを共有して、地域計画であれ、行政計画であれ、しっかりとつくっていく必要がありますし、そのためのプロセスをはっきり示しながら一緒につくっていく必要があると思っています。そのために必要な体制であるとか、予算であるとか、そういう部分については、今後、十分検討し、必要な部分については手当てをしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、議会の皆さんとも協力をして、次の世代にどういう大木町を残すかという基本的な考え方を示す重要な計画になってまいりますので、そういう取り組みについては、議会の皆さんとも協力しながら取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で答弁を終わります。

議長　次に、大木町のふるさと納税の用途についての2回目の質問がありますでしょうか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　答弁によりますと、寄附の純収入は約4億9,000万円にも上るということであります。町の年間予算のほぼ1割にも迫ろうかという額

であります。寄附の増加に関しては、行政によるいろいろな工夫があったということでもあります。また、返礼品の生産者及びＪＡ、商工会等の関連団体などの努力が功を奏したということだと思います。改めて感謝の意を表します。また、使途に当たってもいろいろな方法を検討されているということで、今後もふるさと納税制度がまちの発展に寄与することを願うところであります。

ところで、さきの６月４日の新聞に掲載されておりましたが、ふるさと納税の新制度から除外された大阪府泉佐野市が、直営サイトの運営等、新制度に沿った形の寄附金を募るノウハウをほかの自治体にアドバイスするために、新会社の設立を検討しているという文面を見ました。泉佐野市といえば、ふるさと納税制度に関して総務省といろいろな問題を起こした自治体であり、興味のあるところであります。

ふるさと納税については、自治体間の税の取り合いではないかというようないろいろな意見はあるようですが、税収に限りのある我が町にとっては大変魅力のある制度であり、今後も寄附額の増加を期待するところであります。泉佐野市の問題提起を含め、今後のふるさと納税の推進について、企画課長の意見を伺います。

議長　それでは答弁を許します。北島企画課長。

企画課長　古賀知文議員の再質問にお答えさせていただきます。

今後のふるさと納税の推進についてのご質問でございます。基本的には例年実施しておりますとおり情報誌への記事掲載、また、いろんな都市圏での県人会の総会等々におきましてＰＲ活動をやっていくとともに、本年も議員さんや職員に親類、知人等のご紹介もいただきたいというふうに考えておるところで

ございます。

加えまして、本年度から新たな取り組みといたしましては、先ほど町長答弁にもございましたとおり寄附金の使い道、この部分で少し特徴を出して進めてまいりたいというふうに考えておりまして、まさしく寄附者の皆様方に共感性と納得性を得た上でご協議いただくという形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

それとあわせまして、本町の返礼品の開発・開拓という部分で、先ほどもまた町長の答弁の中にもございましたとおりWAKKAのほうに委託いたしまして、新たな返礼品の開発ということで、特にことしの場合につきましては、単品同士ではなくていろんなコラボ商品ですね、本町の場合、桐だんすの桐の箱にお米を入れたようなコラボ商品も開発をさせていただいておるところでございますが、そういった取り組みもさらに進めて、地域の事業所の活性化並びに寄附金の増額に向けて取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

しかしながら、本年度につきましては、先ほど来でございますとおり6月より新たな総務省の制度指導がございまして、特に先ほど来出ております大阪の泉佐野市のほうとかが、駆け込みでいろんな相当の寄附者の寄附に取り組んでおられるというようなお話もお聞きしておるところでございます。

そういったことで、本年については非常に苦戦が予想されておりますけれども、私どももできる限りの手を打って、埋没しないように一生懸命頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうかまたご協力のほうよろしく願いを申し上げまして、古賀知文議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長　大木町のふるさと納税の使途についての3回目の質問、ありますか。

10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　次につきましては意見ということで、答弁は要りません。

ふるさと納税の推進に関しては、今後も一層、最善の努力を払ってもらいたいと思います。また、寄附納税の使途については、一人でも多くの町民の意見を反映したプロジェクトを検討していただきたいというふうに思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長　10番、古賀知文議員の一般質問を終わります。お疲れさまでした。

続いて、7番、益田隆一議員の一般質問を許します。益田隆一議員。

益田隆一議員　議席番号7番、益田隆一でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

今回は、本町における光回線についてお尋ねします。

今の時代、インターネットは欠かせないものとなっており、本町ではケーブルテレビでインターネット回線を利用しております。我々議会もこれからの時代、資料などは紙ではなく、タブレットなどを使用し、インターネットを利用していくということを検討しております。

特に近年は、ユーチューブ等のインターネットを介した動画視聴が多くなっています。そのため、テレビを全く見ない世代もふえてきています。実際に今の小学生や中学生でも当たり前のようにスマホを持ち、インターネットに常に触れており、今から生まれてくる子供たちはスマホがあるのが当たり前の時代で、今後はスマホにかわるものも出てくる時代になることと思います。

そのような中、全国の光回線のカバー率は2018年度で約96%と言われ

ております。しかし、本町のネット回線はケーブルテレビであり、残りのわずか4%に入っているような状況です。やはり、ひと昔前に比べ動画配信などデータ量が格段にふえ、混雑している時間帯には光回線に比べるとケーブルテレビは格段に遅くなります。

なぜ、大木町は光回線が来ていないのですかという質問は、私にもよく相談があるぐらいですから、まちにも相当な数の問い合わせが来ていることだと思います。近隣市町村は光回線が通っているのに、なぜ光回線を本町が使用できないのかという疑問を多くの町民の方が持っていると思います。お尋ねしますが、大木町にも光回線が通るような話があったと思いますが、ケーブルテレビになった経緯をお尋ねします。

議長 それでは答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 7番、益田隆一議員の一般質問にお答えいたします。

現在、町が整備・運用している高速情報通信網について、その整備経営についてご説明申し上げます。

近年、パソコンの普及とともに家庭や事業所におけるインターネットの利用が進み、あわせて高画質動画に代表されるように、やりとりする情報通信量も年々大容量となってきました。一方、情報を伝達する通信網につきましては、それまで主流であったNTTのADSL方式から、都市部を中心に光ファイバー回線による高速、大容量通信方式へと切りかえが進み、本町においても情報のやりとりに時間がかかり、また、きれいに表示されないといった不都合が生じ始め、高速情報通信網の整備要望が多く寄せられるようになりました。

町では、平成21年に、利用実態等を把握するため、町内世帯、事業所を対

象に高速情報通信網の整備及び利用について意向調査を実施したところ、一般家庭で約33.6%、事業所で約53.7%がインターネットを利用しており、一般家庭の約29%、事業所の約43.4%が高速情報通信網の利用もしくは利用検討するとの結果が出たことから、NTTに対し光ファイバー回線の整備・運用の要望を行いました。しかしながら、大木町を含む周辺地域は不採算地域であり、将来にわたり整備する計画はないとの回答でございました。

そこで、今や重要な社会基盤の一つとなった情報通信基盤の地域格差を解消するために、同様の課題を抱えてた久留米市三潆町や城島町、田主丸町、北野町及び三井郡大刀洗町とともに検討いたしました結果、久留米広域定住自立圏事業として、自治体が通信網を整備し、民間通信事業者に業務の運営や通信網の維持・管理を委託する公設民営方式で整備することにいたしました。

まず、通信ケーブルの方式をどうするかについて検討いたしましたところ、当時、NTTの光ファイバー回線による下り最大通信量は100メガビット・パー・セコンドであり、CRCCメディアの光ハイブリッド回線による下り最大通信量が160メガビット・パー・セコンドであったため、使用環境等に左右される理論値とはいえ、通信速度として遜色がなかったことから、この2方式により検討することといたしました。

次に、コストの面からNTT、QTネット（九州通信ネットワーク株式会社）及びCRCCメディアの通信事業者3社により、見積もりの徴取等により比較検討した結果、イニシャルコストにつきましては、CRCCメディアの光ハイブリッドケーブルと、NTT及びQTネットの光ファイバーケーブルにつきましては、ともにほぼ同額で整備可能でありましたが、その後のランニングコストにつきましては、CRCCメディアは、維持管理費用として自治体が支払う金額と、通信網の賃貸料として自治体が受け取る金額がほぼ同額であった

のに対し、NTTが年間約5,900万円、QTネットが年間約8,700万円、関係自治体が支払う金額のほうが多かったことなどから、久留米市とともにCRCCメディアを通信事業者に選定したところであり、通信網の貸借に関して、通信事業者の同意なしに一方的に破棄できない契約——IRU契約と申しますが、これを締結し、約3億7,600万円を投じて光ハイブリッドケーブルによる通信網を整備したところでございます。

運用を開始して9年目を迎え、加入率も徐々にではございますが伸びてきており、現在の加入率は約29.7%、約1,350世帯に加入いただいております。しかしながら、一方では、NTTなど他の通信事業者から町民に対し、ADSL回線サービスを中止するため、高速、大容量の光回線に変えないかなどとの営業活動が行われており、一部、誤った情報や認識により、どうして光回線を整備しないのかとの問い合わせも少なからず寄せられております。

このような状況を踏まえて、NTTに対して、グループ関連会社の営業活動も含めて誤った説明を行わないよう依頼するとともに、CRCCメディアへは通信環境の改善を要望しており、現在、データ送信能力を上げるためにセンター機器を更新整備中であり、今後、通信幹線網の増設も検討されております。また、本年3月にはNTTと協議の場を設け、現段階における光回線の整備運営方針について考え方をお聞きし、独自に整備する計画がないことを再確認した上で、どれぐらいの自治体負担があれば整備・運営できるのか、見積書と提案書を依頼しておるところでございます。

いずれにしても、このような経緯を踏まえて、久留米広域定住自立圏事業として国の補助金を活用し、巨費を投じて整備した情報通信網でございますので、IRU契約が来年度末で期限を迎えますが、CRCCメディアとの契約更新に向けて、さらなる加入者への利便性、サービスの向上、保守管理条件等

を要望し、再度協議に臨みたいと考えております。町民の皆様に対しまして、丁寧にご理解いただけるようご説明してまいりたいと考えておるところでございます。

来年には次世代通信システム、いわゆる 5 G が商用化される見込みでございます。まして、近い将来には、パソコンやスマホなど情報通信機器に限らず、家電や自動車、工業用ロボットなど、全ての「モノ」がインターネットでつながる I o T 社会になり、人々の生活やビジネスも劇的に変わると言われております。

今、情報通信技術は日進月歩で進化しておりまして、その動向も見きわめつつ、情報通信網の整備のあり方を検討していきたいと考えているところでございます。

以上で、7 番、益田隆一議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 それでは、本町における光回線についての再質問はございますか。益田隆一議員。

益田隆一議員 課長の答弁でケーブルテレビになった経緯は把握できました。町内世帯、事業者に意向調査をして、ちゃんとした対応をとられているということに安心いたしました。当時のことを考えると、町の対応はベストな判断だと思います。なぜ光回線を利用しなかったのかという理由がわかり、これで町民の方々にもご理解がいただけたものかと思います。

確かに目まぐるしく変わっていく今の時代、1 年後の、本当に 1 年後ですね、未来はどうなっているのかわかりません。このケーブルテレビを使用することに至った経緯は、内容からして費用対効果等のことを考えてのことだと思えます。しかし、来年度末にそのケーブルテレビを契約更新ということであれば、

いろいろと検討することも必要と考えます。結論から言いますと、現状のままケーブルテレビの状態でネット環境を保っていくのか、それともまちが設備費用等を負担して光回線にするのかということだと思います。

確かに、かなりの費用を町が負担しネット環境をよくするというのは、町民の満足度も上がることだと思います。しかし、この現状のネットの環境で満足している町民がほとんどだということも考えられます。現状に満足している町民からすると、そのかかる費用を考えると、ほかの行政サービスに投資したほうがいいのじゃないかというご意見もあることだと思います。どちらが正しいかは言えませんが、私なりに分析し、調査をしました。光回線を通した場合のメリットを考えると、満足度は上がることはもちろんだと思います。

それと、皆さんに添付資料をお渡ししていますが、残念ながら傍聴の皆様には見えないと思いますが、こちら、全国賃貸住宅新聞というのがございます。

2018年度10月15日号、1面トップでございます。わかりやすいようにちょっと読ませていただきます。「入居者に人気の設備ランキング。この設備があれば周辺設備より家賃が高くて決まる」というトップ10でございます。単身者向け、ファミリー向け、いろいろありますよね。1Kやら、3LDKのファミリー向け。1位、インターネット無料、2位、宅配ボックス、もろもろあります。ファミリー向けの世帯、1位、インターネット無料。インターネット無料が3年連続で2冠を達成しております。このように、この入居者が賃貸住宅を選ぶ判断基準の一つの設備としては、インターネット無料が一番とされております。これ全国的な話なんですね。

今、賃貸住宅には固定電話を設置する人が少なくなっております。スマホで十分という方も多くなっております。そういうこともありネット環境を重要視する人が多いということです。遠方から転入を考えておられる方、この大木町

に転入を考えておられる方が住まいを探されている場合、近隣市町村では光回線でネット環境が充実していることを考えると、わざわざ大木町に住まなくとも、ということも考えられ、本町がその選択肢から外れるということも考えられます。

今、ネットやスマホで「大木町光回線」と検索してみられるとわかると思うんですが、これは添付資料の2、傍聴の皆さんにはちょっとぱっと見えないと思いますが、これもちょっと読ませていただきます。これはあるホームページなんです。三潁郡大木町はフレッツ光回線のご利用可能地域です。その下、また別のホームページですね。快適なインターネット回線をお探しながらNTTフレッツ光。福岡県大木町にお住まいの方は、その下、福岡県大木町は光インターネット回線フレッツ光のご利用可能エリアです。これ2つだけじゃないんですね。これが三つ四つ、ずっと同じようなこのようなホームページがつながっております。このような誤った情報のホームページが次から次へと出てくる始末であれば、普通、初めて大木町に転入してこられる方がおられれば、間違いなく勘違いすることもあると思います。このような誇大広告については、町からもぜひ抗議していただければと思います。

もう一つ、地場では手広く展開されておられる某不動産会社——うちではございませんが、そこからの聞き込みによりますと、ネット環境を重要視し、光回線が通っていない大木町は選択肢に入らず、町外を希望されているお客様も実際におられ、1割ぐらいの方はそういう方がおられたという事実です。ということは、もし光回線が通っていれば、その1割の方が本町を選び住んでいたことになります。

借り住まいに限らず、ここ数年で開発分譲されている土地に新しく定住しておられる方からのお声も聞いてみました。ある地域、場所は特定しませんが、

その地域ではケーブルテレビの線が来ていなくて困っており、ここ最近になってケーブルテレビの工事があったという声も聞いております。一方では、ケーブルテレビの線が来ておらず、将来的にネットが来てくれるのかどうかかわからないという情報弱者の声もあります。ケーブルテレビが来ていないので、それまではポケットW i - F i などの利用をしており、自分の家の中でも、つながっている部屋とつながっていない部屋が同じ家の中であり、ネットが見れない状態。それに毎月の通信料も家計の負担になっているということでございました。賃貸住宅でも、同じアパートにかかわらず、部屋によってケーブルテレビが来ている部屋と来ていない部屋があるそうです。このように大木町内でもネットによる地域格差が生じております。

実際に通信によるストレスも感じてしまう時代であり、大量のギガ数を保有するためにストレスをお金で解消している状態です。配線工事に費用がかかるのはわかりますが、町内の全ての工事を町が負担するのか、民間業者が負担するのかでは大違いであり、来年度末の更新によってはこういった点も重要課題であります。

課長がおっしゃられた公設民営ということであれば、新たに開発した地域等には、ケーブルテレビは町が負担しなくとも民間の費用で設置してくれるのか。もし大雨や、きのうあったああいう地震などの災害が起き、復旧工事、それにはちゃんとした対応をしてくれるのか。そういったところも明確にし、いかに本町の条件に見合い、費用対効果を考えないといけないのではないかと思います。

そこで課長にお尋ねします。現在、本町でのケーブルテレビが、新たな開発等で届いていない地域にケーブルテレビをつなぐ場合、その費用は町が負担するのか、そしてその設備の所有権はどうなるのか、もし災害等で復旧する場合

は誰が負担することになるのか、質問します。

議長 答弁を許します。北島企画課長。

企画課長 益田議員のご質問にお答えします。

まず最初に、N T Tへの注意の喚起でございますけれども、これにつきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、3月に一度、N T Tに対して、光回線の整備の有無について協議をさせていただいて、一度、提案書、見積書の提出を求めたところでございますが、余りにも遅いもので先週ちょっとおいでいただいて、この点も含めてご注意をさせていただいたところでございます。

それと、ご質問でございますネットによる地域格差が現在存在するのかということが1つあったかと思うんですけれども、これは平成21年の整備当初、全町域をカバーするということでの設計思想のもとに整備を進めておりましたけれども、中にはぽつんと1軒離れたところにある住宅、もしくはケーブルをつなぐ自営柱の設置に関してご理解が得られなかった等々の理由によりまして、そういった場合につきましては関係するお宅のほうを訪問いたしまして、将来的にネットの利用がないというご確認のもとに引いていないところも存在するのは事実でございます。

また、集合住宅につきましても、これにつきましては基本的に大家さんの了解を得て引くのか、引かないのか、軒先までの工事はさせていただいてよろしいのかというご確認をいただいた上で了承いただいたところにつきましては軒先までは工事を進めておりまして、あとは各部屋ごとの加入状況に応じて工事をするという手はずになっておるところと、そうでないところがございます。

それと、2点目の、今後、新たな開発等により工事等が発生する場合につきましては、実はせんだって、大木町八町牟田にまたがるコモンスクエアという住宅でございますが、これは当初、整備時点では、そういった住宅の開発という案件がございませんでしたので整備をしておりませんでした。ここにつきましては、幹線から一定の距離離れるということもございまして、C R C Cメディアと私ども自治体のほうで半々出し合って整備を進めたということでございます。

今後、新たな開発要望等につきましては、基本的にはこれ、先ほど申し上げましたI R U契約の中の附随する合意契約書の中に、新たな開発整備に関しては、C R C Cメディアの責任で整備をするということにうたっておりますので、その部分についてはC R C Cメディアの判断、整備をお願いをし、所有権については、今後、C R C Cメディアの所有物になるということになるかと思えます。

今後、大規模災害時における復旧に向けた考え方でございますけれども、これについては明確な規程としてはございませんで、その状況に応じてどういった負担割合とするのかとか、については今後のI R U契約の更新時に詰めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上で益田議員の再質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長　本町における光回線についての3回目の質問でございますか。7番、益田議員。

益田隆一議員　先ほどの課長の答弁のとおりであれば、町にとってメリットが多いのか、少ないのかということになるかと思いますが、それと最初の質問

で課長がおっしゃられた、私が個人的に心配しているのは、この光回線が規定内、本町が今後迎える5G、この5Gの世界に対応していくことができるのかですね。

ことしの9月には、第5世代移動通信システム5Gがいよいよ日本でも開始され、各通信キャリアは2020年春以降に本格商用化を始めようとしております。超高速、超低遅延、多数同時接続という特徴を持つ5Gは、さまざまな商業・生活を根底から変える可能性があるとしております。今、世間でも話題になっております米中貿易戦争、この貿易戦争もこの5Gの覇権争いが原因とされています。この世界が大きく変化している流れの中、この5Gの前段階の光回線すら通っていないこの本町は、言い方はあれですが、ガラパゴス化しており、このまま現状維持していくというのはいかなものかと思えます。

地方創生の一環として推進される雇用創出の代表的な手法に企業誘致がございます。地域経済の持続的な発展につながるような企業誘致には、自治体の主体的、戦略的な取り組みが重要である企業誘致を考えるにしても、今の時代、ネット環境が整っていない場所にわざわざ企業が来てくれるのか。

課長の答弁でもありましたとおり、以前は光回線が整備されていなかった久留米市田主丸町、ここは資生堂の九州福岡工場として企業誘致に成功しております。次世代型工場として生産機器とインターネットをつないだIoTなど最先端技術や最新設備を導入する予定であり、ネット環境が充実しております。このように次世代型にはIoTが必須で、これに5Gも加わることになり、既に民間企業は5Gビジネスの展開を視野に入れております。

大木町にも、このような大きな工場を誘致しないにしても、環境分野のベンチャー企業等そういった企業との連携を結んで、本町でビジネス展開をしてもらえればと考えております。しかし、何度も申し上げますが、そのようなベン

チャー企業にはネット環境は必ず必要になります。

これは、先日、6月15日に新聞に掲載されたものなのですが、信号機を5G基地局に。6月15日ですね。最近の話なのですが、これ前からあった話なのですが、信号機を5Gの基地局にするというデジタル戦略をまとめたIT新戦略を閣議決定したとされておりますが、まだまだセキュリティや電磁波などのリスクを解決しないといけません。企業も安定した——これ重要なんです、安定したネット環境を保つには、無線ではなく有線である光回線も必要不可欠であるという見解もございます。

そして、このケーブルテレビ等、光回線を選ぶことができる選択の自由を与えることも必要だと考えます。民間企業ですから、本町では今のまま独占状態であったケーブルテレビも、差別化を図る意味でサービスの向上に努めると思っています。もし本町で光回線を通さないということを確認してしまうと、何もせずに独占状態であれば、サービスの向上も図らず、言い方悪いですが、あぐらをかいてしまうことだと思います。しかし、町民がこの選択の自由を与えられれば、ケーブルテレビとしても新たなサービスを考えるきっかけになると思います。ただ、本町とケーブルテレビで何らかの取り決め等があるのであれば別ですが、それがなければ競争の原理を働かせ、企業としての務めを果たしてもらいたいと思います。

それと、先ほどから申し上げていますこの5Gに関してですが、私なりに調査をしました。そもそも、5Gという新しい電波ができるのであれば、わざわざ光回線にお金をかけ、通す必要があるのかという疑問も出てくることかと思えます。

そこで、私は、直接総務省に問い合わせをし、回答をいただきました。これ回答です。見たいでしょう。先ほどのような疑問に思うことを質問にして、何

度もやりとりをして、ようやく回答をいただきました。その内容がこちらになります。重要な点だけ申し上げますと、1つ、本町には光回線がない状態であり、今後、5Gを使用するには光回線が必要になるのか。2つ目、2年後に更新のことを考え、光回線を使用せずに5G通信ができるのであれば、予算をかけて光回線の工事に費用を費やすのはもったいないと思いますが、総務省の見解は。3つ目、ローカル5Gは本町でもできるのか。4つ目、行動無線環境整備推進事業の補助事業や、それ以外の自治体に対する助成や補助金はあるのか。以上、このような内容に対する回答をいただきました。

この回答に対し、私の個人的な見解と、総合的に判断し感じたことは、これから来る5Gの時代を迎えるに当たっても、光回線は必要になると感じました。今回の調査は、おかげさまで大変勉強させていただきました。今まででトップ3に入るぐらい大変でございました。まずは現状把握、業者への聞き込み、各省庁の見解、関係者及び町民の声、かなりの情報量を含め、何冊の本を読んだかわかりません。

そういったことを踏まえ、客観的に見て、今あるケーブルテレビを全て廃止し、光回線に変えるということを言っているのではありません。ケーブルテレビは現状のまま、そして光回線を含め、町民に対し、どちらも選ぶことができるような選択肢を与えていただきたいというところです。そうすることで現状で満足している方はそのまま、満足していない方はもちろん契約を変更することでしょう。そして、ネット環境で劣っていた本町も周りの市町村と同じ土俵に立つことができ、転入を希望しておられる方の選択肢に選ばれることになると思います。

今や、住みやすい町ということを宣言するには、大事ですよ、住みやすい町と宣言するには、子育てしやすい町だけではないと思います。皆さんご存じの

とおり、ことしの10月より幼児教育・保育の無償化になることが正式に決定した中、本町では保育料が安いというこの看板商品にも魅力がなくなります。強いて言えば、本町よりも安くしている大川市、関係者の方おられるかもしれませんが、特に危機感があるのではないかと拝察します。いい意味で別の魅力が必要となってくる中で、特にこの子育てする世代にはネット環境が必要になってくるという時代です。先ほど長々申し上げましたが、このような状況になっていることを踏まえ、町長の今後の見解をお尋ねしたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 益田議員の再質問にお答えいたします。

まずもって、益田議員の一般質問におかれましては、本当に町民の皆さんの声を含めて細かい調査をされて、具体的なご質問なりご提案をいただいているということに関しましては、本当に敬意を表したいと思いますし、益田議員の質問内容については、本当にまちづくりをやっていく上で非常に参考にさせていただいて、議会と一緒にまちづくりをやっているという、そういう感じを強く受けるものでございますので、感謝申し上げたいと思います。

ネット環境に関しまして、益田議員のほうからいろいろ調査内容も含めてご意見、ご提案をいただきました。私も、このネット環境の現状に関しては、非常に強い危機感を持っております。実際、町民の皆さんから、光が来てないことに対するご意見も多々いただくことございますし、先ほど言われたように大木町を移住先として選ぶ選択肢から光が来てないから外されるという、そういうようなお話とかも伺うと、本当に強い危機感を感じますし、あわせてベンチャー企業等は、大きな企業の誘致ということは考えておりませんが、や

はり、例えば事務所だけ構えてネット環境さえあれば、この地でそのベンチャー企業あたりが起業できるという、そういうようなことも、今、全国でありますので、そういうようなことも踏まえると、やっぱり光通信というかネット環境に関しては非常に重大だなど、そういうことで強い危機感を感じているところでございます。

これに関しましては、くーみんとのI R U契約が来年度いっぱい切れるという状況でございます。これは一つの大きな契機だろうと。どういう形にしていくかというのは、きょういろいろ益田議員のほうから、調査内容であるとか、いろいろご提案をいただきましたけれども、そういうことを踏まえて、本当に本気でどういう形で対応していくのかというのを検討してまいりたいと。そのくーみんのほうがもっと本気でネット環境を整えることで、本当に光と同様のサービスを提供できるようになるのか。それとあわせてN T TとかQ T ネットとかが新たに光ケーブルを整備するということについて、どれぐらいの費用負担がかかるのか。そういうのも踏まえて早急に調査をして、方向性は出してまいりたいというふうに特に強く思ったところでございます。

いずれにしても、先ほど議員言われましたように、国も、たしかソサイエティ5. 0という、要は超スマート社会が今後来るんだと、そういう社会を目指すんだという、そういう社会のあり方を示しております。本当にI o T、ネット環境と暮らしがもう切り離せない、そういうような社会をもう展望しているわけでございますので、そういう国の動向も踏まえながら、やはり住民の皆さんとか、そういう地域の要望を的確に捉えて、町として適切な対応を行ってまいりたいというふうに感じております。

今回のご質問は本当にありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

議長 若干、通告の時間を過ぎていますが、特別許可をしたいと思います。
何か再質問ございますか。7番、益田隆一議員。

益田隆一議員 光回線、本当いろいろ検討いただいて大変ありがとうございます。
要は、光回線を通すことによって大きな費用がかかることも予想される
と思います。そこで検討せざるを得ない状況になったとしても、今のままで、
独占状態であったこのケーブルテレビさんも危機感を感じて、本来あるべき企
業サービスを、この企業サービスの向上を図って、何らかのアクションを起こ
していただけることを期待したいと信じております。
以上です。

議長 じゃ、ご意見として。

以上で、7番、益田隆一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時とさせていただきます。

休憩	10時47分
再開	11時00分

議長 それでは再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番、馬場高志議員の一般質問を許します。馬場高志議員。

馬場高志議員　　1 番、馬場高志です。

3 つの質問があります。1 つ、道の駅おおきとは。2 つ目、大災害時における民間ドローンの利用。3 番、人口減少社会での自治体経営の行方。この3 つに……

議長　　暫時休憩いたします。

休憩	1 1 時 0 0 分
再開	1 1 時 0 0 分

議長　　それでは再開します。馬場高志議員。

馬場高志議員　　1 つ目、大災害時における民間ドローンの利用ですが、災害時には現状把握にいろんな方法とられると思うのですが、大規模地震が起これば電気や通信が使えないなど懸念がある中、要請してもなかなかヘリコプターが来れないこともあるかと思います。

無人航空機による災害状況の空撮は、その有効性が確認され、既に全国的に民間企業と自治体の協定締結が進んでおります。また、空撮だけでなく赤外線カメラによる避難者捜索やスピーカー搭載による発声機能など、ドローンメーカーも特化した機体の製品化が進んでいる状況です。一方、ドローンの運用においては、航空法により厳格なルールが提起され、事故を起こさない安全な運

用が事業者には強く求められております。災害協定は、この2点を踏まえた現状とり得る妥当な策と言えます。

災害協定に対応するためには相応の機材と操縦技術、法規知識などが必要であり、また、事故リスクに対する賠償責任保険加入等しているドローン業者も県内には存在し、既に協定を結ばれている自治体もあります。2時間の撮影とオペレーターで5万円というのが基本料金とのことです。災害の規模や種類で出番がないことのほうが多いでしょうが、いざという時のために準備だけでも検討を進めることを強く感じているが、執行部の見解は。

2つ目、人口減少社会での自治体経営の行方。

現在、町の人口が極端には減っていないものの、団塊の世代、70歳ぐらいの方たちが動けなくなってくる十、二十年後ぐらいには、全ての分野で人手不足となり、行政もしかりかと思えます。

また、町長、議員選挙では無投票当選が増加の傾向にあり、消防団員の定員割れ、道の駅も人手不足気味、人口がふえれば待機児童が発生する懸念もあります。行政に求められる仕事の種類はますますふえており、小さい自治体ほど1人の業務のかけ持ちもふえ、専門性も高まりにくいはずです。

今後の人口減少社会での自治体経営について、いかに具体的な対応をお考えか。

以上、2つです。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 1番、馬場高志議員の一般質問にお答えいたします。

人口減少社会での自治体経営の行方については、私のほうから答弁させてい

ただき、大災害時における民間ドローンの利用については、総務課長が答弁いたします。

議員ご指摘のように、本町の人口は、近年まで微増または横ばいで推移してまいりましたが、2013年ころから微減に転じております。平成28年3月に策定した大木町人口ビジョンによれば、2015年に1万4,257人だった人口は、2025年には1万3,831人、2035年には1万3,188人、2065年には1万1,119人まで減少すると予測をいたしております。

また、国内においては、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口予測によると、2010年に1億2,806万人とピークを迎えた日本の人口は、その後は減り続け、2053年には9,924万人、2065年には8,808万人にまで減り、さらに減り続けると予測をしております。同時に急速な少子高齢化が進行しており、議員ご指摘のように、生産年齢人口の減少による労働力不足、税収不足がさらに深刻化することが懸念されます。

このような本格的かつ急激な人口減少と少子高齢化の同時進行は、世界でもこれまで例がなく、さまざまな課題が新たに生じてくることが想定されます。

自治体が直面すると思われる主な課題といたしましては、1つは、人口減少、特に生産年齢人口減少による労働力不足、税収の減少、2つ目に、高齢者の増加による福祉・介護・医療等社会保障負担の増加、3つ目に、多様化・複雑化する住民ニーズへの対応、4つ目に、世代間扶助力の低下、5つ目に、公共施設・インフラの老朽化、6つ目に、地域コミュニティの存続の危機、7つ目に、気候変動に伴う災害リスクの増大等が考えられます。このような中で、議員ご指摘のように、今後の自治体経営についてしっかりとしたビジョンを持って、迅速に対応していく必要があると考えております。

さて、今後の自治体経営の考え方でございますが、これまでの人口増加を前提にした自治体経営から、人口減少や少子高齢化を前提にした自治体経営へ転換することが必要であると考えています。

自治体経営の目指すべきビジョンといたしましては、地域自治組織と行政組織が連携した、住民と行政の持続可能な地域経営共同体の確立であると考えられます。そもそも憲法でうたわれている地方自治の本旨では、地方自治は団体自治と住民自治の要素からなり、この2つは車の両輪に例えられ、一方の実現のためには他方の拡充が求められるという関係を持つと言われておりますが、地方分権において進展したのは、行政権限の拡充に偏り、住民自治の実現がおくれているというふうに言われています。自治体経営の目指すべきビジョンは、本来目指すべき地方自治の実現と通じるものであると考えております。

今後の自治体経営において、地域の困り事を地域住民みずから解決する自立した地域コミュニティの再構築と、必要な行政サービスを最少の経費で提供するために、行政機構の効率化、新公共経営による行財政経営改革、時代の変化に対応できる職員のスキルアップなどの行政経営改革を車の両輪として同時に進めていくことで、地域の未来に責任を持つ持続可能な自治体をつくっていくことが重要であると考えています。

議員ご指摘のように、合併推進の根拠として、これまでは主に人口と歳出額の関係から、最小効率規模を計量分析によって求めた論文が各地で公表されましたが、その多くは10万人から20万人が適正規模だという結論を出しています。

しかし、自治体は経済・不経済だけで適正規模が図れるというものではなくて、民主性、産業経済や文化、地域コミュニティのあり方など広範な観点から議論されるべきものであるという考え方が現在は主流になっています。特に人

口減少社会の中で、地域コミュニティの自立と行政との協働が最も重要な要素でございまして、その観点ではむしろ規模の小さな自治体のほうが有利ではないかというふうに思われます。

また、近隣市町の1,000人当たりの職員数では、久留米市が5.37人、柳川市が6.56人、八女市が7.91人、筑後市が6.31人、大川市が7.45人、みやま市が8.46人、広川町が5.03人、大刀洗町は4.61人、大木町が6.56人などとなっております。これは人口規模と職員数のはっきりした相関関係が見られないという状況でございます。さらに、職員の専門性で申し上げますと、大規模自治体では仕事が細かく細分化されておりますので、細部に関する事務知識を得ることは有利でございますけれども、まちづくり全体や住民とのかかわりの関連性が見えにくい。そういう意味では、いわゆるまちづくりのプロとしての専門性は育ちにくいという面もあるかと考えております。

本町はこれまで、職員と住民の協働による、環境・人材育成などの課題解決のための仕組みをつくり全国をリードしてまいりました。また、地域コミュニティも機能しており、校区コミュニティが全校区で活動を開始するなど、地域再生の動きも始まっていることから、現状では本町の可能性は高い、ポテンシャルは高いと考えております。

いずれにしましても、少子高齢・人口減少社会であっても、町民が安心して豊かに暮らし続けることのできるまちづくりを実現するために、議会や町民の皆さんとしっかり議論し、協働を深めていくことが重要と考えておりますので、議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。境総務課長。

総務課長 1 番、馬場高志議員の大災害時における民間ドローンの利用についてのご質問にお答えいたします。

近年、ドローンは社会インフラの点検、空撮・測量、農薬散布などさまざまな分野で活用されており、遠隔操作で目的地まで飛行し、写真や映像を取得できる性能を有することから災害現場での調査及び救助活動にも活用されており、2016年の熊本地震では、山岳部の土砂崩れや地割れで車両が道路を通行できない中、ドローンによって被害状況の確認が行われました。また、2017年の九州北部豪雨災害でも被害状況の把握にドローンが活用され、災害発生時の初動対応である被害状況の調査でも有効性が注目をされています。

ドローンの活用については、現在、主要な官公庁では実験の段階と言われている中でございますが、消防・警察における導入が先行しているところでございます。

県内自治体におけるドローンの導入状況は、福岡県、福岡市の消防本部、北九州市の消防本部、京築広域圏消防本部、自治体ではうきは市で導入されています。また、福岡市では昨年7月に民間団体とドローンの活用に関する協定を締結されています。導入の経緯を調査しましたところ、うきは市では、土木部局における災害復旧事業での全景写真撮影に使用するために導入し、あわせて観光PR写真や広報掲載用写真の撮影などに使用しているとのことでございます。また、各消防本部では、主に災害救助目的に導入されていますが、福岡県では具体的には現在まで活用実績はないということでございます。

ドローンの災害種別での活用では、障害物が多い一般的な火災には不向きと言われていますが、目視が困難な河川、海、山での捜索・救助、森林・林野

火災及び地震などの大規模広域災害に効果を発揮することから、本町では筑後川など大きな河川の決壊等による大規模な浸水害や地震災害での活用が想定されるところでございます。

本町は、その地形的特性から比較的災害の少ない土地柄であり、またドローンの導入には、機器の購入費以外に航空法などのルールや捜査技術の訓練などオペレーターの育成に要する時間や経費並びに落下時には損害賠償費用などが必要となることを考慮いたしますと、議員ご指摘のとおり、民間の会社や団体とドローンの活用に関する協定を締結し、業務を委託することが効率的ではないかと思われます。

幸い、町内には愛好者による大木町・ドローンクラブが結成されており、空撮によるまちのPR活動にもご協力いただいていることから、今後も連携しながら、災害時の対応についても協議できればと考えております。また、先行して民間の会社や団体とドローンの活用に関する協定を締結している自治体の経費や課題などについても検証し、ドローンの活用方法について今後検討してまいりたいと考えております。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長 それでは、1点目の大災害時における民間ドローンの利用についての2回目の質問でございますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 ありがとうございます。消防や広域での対応を期待するものいいですが、やはり一番早く動けるのは役場であると思います。豪雨による河川の氾濫の起こりやすい梅雨末期前に、民間業者との選定、災害協定の締結を

ぜひお願いいたします。この件はこれで閉めます。以上です。

議長　それでは、次に、人口減少社会での自治体経営の行方についての再質問ございますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員　危惧しているのは働いて社会に貢献する人口の減少です。それに伴う人材不足と無競争です。全住民の数を言っているのではありません。この労働人口の減少は、もっとダイレクトにこたえてくると思いますし、この問題の解決なくして、まちの持続可能な町政なんかないと思います。

解決策の一つに地域コミュニティの再構築ということですが、実際には日本人はそこそこ裕福になり、助け合いよりもお金で解決する方法を最近好む方も多いかと思います。デイケアセンターや庭師などの民間が事業を継続しやすいようにサポートするのもしっくりくるかと思います。

ほかの解決策に行政機構の効率化、新公共経営による行財政経営改革とありますが、具体的な例を挙げてもらえませんか。

以上です。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　馬場高志議員の質問にお答えをいたします。

馬場議員ご指摘のように、これから生産年齢人口——労働人口ですね——が減少していくと。人口自体も減ってまいりますし、高齢化社会で高齢者の割合もふえていくということで、当然生産年齢人口が減っていくと。これは本当に深刻な問題だというふうに考えております。それは大木町だけの問題でなくて、

日本全体の問題であるというふうに考えております。

そういうことで、国としては、例えば外国人労働者の一定の産業に対して受け入れる制度をつくるとか、そういうような対応をしておりますけれども、ただ、それだけで、じゃ、それで解決できるかというのと、とてもそんなものではないだろうというふうに考えられます。特に大木町においても、やっぱり農家の労働力が不足しているとか、町内の企業の皆さんも、求人を出してもなかなか応募してこられる方がおられないとか、そういうような現象が実際出始めてきておるといいうのも事実でございます。

この生産年齢人口が減ってくるということに対して、当然、馬場議員ご指摘のように、いろんな分野でできるだけ労働力を使わなくていいような、例えばIoTを導入するとか、行政で言えばできるだけ行政システムを効率化していくということも当然必要になってくるかというふうに思っていますし、先ほどの古賀知文議員の中で総合計画のお話が出ましたけれども、やはり今後の行政運営のあり方に関しては非常に大きな課題になってくるだろうと。これまで、やはりずっと必要に応じてサービスをふやしてきたというか、屋上屋を重ね続けるというような、そういうような状況になってきていますので、やはりそれは1回リセットして、最少の経費でサービスを提供していけるような行政機構のあり方に関しては、本当にしっかり考えていく必要があるというふうに思っております。

新公共経営の考え方でございますけれども、新公共経営というのは新しく導入されたいわゆる自治体経営の考え方でございまして、今までは予算主義、予算がついた分についてそれを活用するという、その費用対効果というのはなかなか見えないという、そういうような状況でございましたけれども、これについては、やはり必要なサービスを提供するのにできるだけ効果を、同じ予算で

できるだけ効果を得るための、そういうような会計システム、経営システムというところで提唱されている部分でございまして、これは全国的にもこれからこういう考え方を導入していこうという動きが始まっているところでございます。

行政において、やはり予算の使い方というのは、これから本当に大きな課題になってまいりますので、本町においてもやはりサービス、先ほど申し上げましたように行政機構、例えば今ある課をそのままでいいのか、縦割りとかの弊害もありますし、そこら辺についてはやっぱりもう1回見直して、本当に効率よくといいますか、効率的という言い方は余りよくないかもしれませんが、必要なサービスを最少の人員、最少の予算で提供していくような体制、そのための地域との協働であるとか、そういうようなことも考えていく必要がありますし、最少の予算で最大の効果を出していくための、例えば効果を検証するシステムであるとか、それをきちんと住民の皆さんに公表していくシステムであるとか、そういう考え方も当然導入をしていく必要があるだろうと。

本当に大局的に労働力不足、生産年齢人口の不足をどう解決していくのかというのは、私がこうすれば解決できますと言えるようなとてもそんな問題ではございませんで、これは本当に国全体の問題として、例えば人生、今、日本の平均寿命は、たしか男性が81歳で女性が八十七点何歳だと思っておりますけれども、かなり長寿社会になってきている。健康な高齢者の方もたくさんいらっしゃいますし、今までのように60歳、65歳で定年で、もう後は扶養される側に回るといふ、いわゆる3ステージ型の人生設計では社会自体がもたなくなっていると。そういうことも含めて、やっぱり社会全体のあり方というのは、国全体、もしくはもちろん地域でも考えていく必要があるんだろうというふうに思っています。

そういう面では、今回、馬場議員が示されたテーマというのは、ある意味非常に大きなテーマでありまして、当然避けて通れない問題でもありますので、議員の皆さんともぜひともいろいろ議論をさせていただきながら、じゃ、具体的に大木町で何をすればいいのかというのは、それぞれできることから始めるという立場でやらせていただきたいというふうに思っております。

以上で答弁を終わります。

議長 人口減少社会での自治体経営の行方について、3回目の質問でございますか。1番、馬場高志議員。

馬場高志議員 ありがとうございます。

解決策の一つとして、周辺自治体との合併も選択としてあるかと思います。あくまでメリットを生み出すための手段であって、これを機会に強い改革意識を持つ必要はあります。確かにメリット・デメリットが入り乱れる案件ですが、目的は行財政基盤の強化、行政サービスの効率化、新しいまちづくりです。特にこの3つ目が大切だと考えます。今の自治体範囲より規模を拡大し、人が混じり、各分野のプロが育ち、切磋琢磨してこそ、新しいことにチャレンジする気質が生まれてくるかと思います。

また、2の例でいうと、久留米市では待機児童が54人いましたが、ほとんどが中心地にお住まいの方です。ですので、空きのある城島へバス配送することで待機児童をなくしています。そういった対応がとれる、選択ができるといったこともあります。

以上を踏まえ、今度の令和3年に総合計画を設定するに当たり、周辺自治体との合併を望むか、442バイパス線両脇の開発を望むか、駅周辺の開発を望

むかをぜひアンケートに加えていただきたいと思います。よろしいでしょうか。ただ住民の声を聞いてみたいだけです。イエスかノーかでお答えください。

以上です。

議長 それでは答弁を許します。境町長。

境町長 馬場議員の再質問にお答えいたします。

市町村合併ありかなしかというご質問でございますが、私は市町村合併は今のところ全く考えておりません。市町村合併に関しては、20年近く前にいろいろ合併議論が町内でもございまして、最終的に合併をしないという選択をいたしました。その件に関して、町民の皆さんに関しては、その市町村合併をしなかったということに対してのご支持が強いんじゃないかということで考えておりますので、市町村合併を今さら町民の皆さんに問うということは全く考えておりません。

あと、当然、1つの小さな自治体でやれること、やれないこと、できるだけ広範囲でやったほうが効率的な部分は当然ありますので、そういう部分については広域行政という形で解決をしていくという、そういう方向で考えてまいります。例えば消防であれば県南消防広域事務組合ですかね、久留米市とか小郡市とかそういうところが入ってやっていますし、ごみ処理に関しても燃やすごみは大川と一緒にやるし、それ以外については八女西部でやるとか、そういうような広域の枠組みの中でいろんなものを、広いほうが有利なものについてはそういう形で対応しているというような形でありますので、そういうものを今後さらに広げていくというのは、当然あり得るというふうに考えております。

それとあと、開発の問題に関して。これに関しては、よくもう少し開発をというご意見を伺うことはございますが、今、土地利用計画、農振計画を見直すという作業に入っております。その過程でそういう議論も当然出てくるものだというふうに思っておりますけれども、ただ、農振地域というのはそう簡単に見直せないというのが国の制度上の状況でございまして、大木町の場合、そういう開発と農地を守るというその部分をどう折り合いをつけていくのか、これについても本当に議論していかなければならない課題だというふうに思っておりますので、こういう問題についても、縷々、議員の皆さんとは議論を申し上げたいというふうに思っております。

以上で答弁を終わります。

議長　それでは、3回まで質問はありましたが、最後に時間残っておりますけれども、一言だけ許可をしたいと思いますが、よろしいですか。

馬場高志議員　大丈夫です。

議長　それでは、以上で馬場高志隆議員の一般質問を終わります。

続いて、2番、野口裕子議員の一般質問を許します。野口裕子議員。

野口裕子議員　2番、野口裕子でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。議員なりまして初めての質問でございます。よろしくお願いいたします。

保育・幼児教育の無償化についてお伺いいたします。

6月2日に大木町総合体育館で行われた、おおきっ子すくすくまつりには多

くの来場者があり、夢中でゲームや折り紙を楽しむ親子、お勧めのおやつには長蛇の列、ハイハイ競争では愛くるしい我が子のシャッターチャンスを狙う家族の姿などがあり、子供の成長と一緒に喜び合う保護者に大木町の明るい将来が見えました。大木町が全国でもトップレベルで子育てしやすいまちづくりに取り組んでこられた成果を感じました。

今回、保育・幼児教育の無償化についてお尋ねいたします。

2月12日、政府は幼児教育及び保育の料金を無償化する子ども・子育て支援法改正案を閣議決定いたしました。これにより、ことしの10月から幼稚園、保育園、認定こども園に通う全ての3歳から5歳児の無償化と、住民税非課税の世帯のゼロ歳から2歳児の保育料を無償化にし、預かり保育や認定外保育の一部も金額の上限つきながら無償化の対象とされています。

全国には2万人近くの子供が保育園に入れず困っている状況でありながら、大木町は待機児童ゼロというすばらしい結果を出しております。しかし、保育料が無償化されることで子供の入園希望者がふえ、待機児童問題が悪化するのではないかという心配の声もあります。また、食材料費（副食費）の保護者負担の説明や徴収金額、徴収方法など困惑された不安の声もあります。

そこで、保育料無償化によるまちへの負担と対策について、次の2点お尋ねいたします。

- 1、保育料無償化による待機児童を生まない入園希望者への対応策。
- 2、保育料無償化による食材料費（副食費）の保護者負担の対応策。

以上の2点について答弁をお願いいたします。

議長 それでは答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長 2 番、野口裕子議員の一般質問にお答えします。

まずは、6 月 2 日のおおきっ子すくすくまつりの取り組みにつきまして、高い評価をいただきましたことに感謝申し上げます。

さて、議員ご質問のとおり、国の幼児教育・保育の無償化につきましては、幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針が平成 30 年 12 月 28 日に関係閣僚合意がなされ、令和元年 5 月 10 日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、県から市町村への改正内容の説明会が 6 月 12 日に行われました。10 月の無償化に向けて本格的に動き出しております。

本日お配りしております資料を見ていただきたいんですが、資料 30-1 についています 1 枚目の資料は、国より示されました住民、事業者向け説明資料でございます。10 月から 3 歳から 5 歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化され、ゼロ歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象となります。また、5 ページからは、保育料が無償化されますが、給食につきましては実費での負担となる説明資料でございます。

さて、議員ご質問の保育料無償化による待機児童を生まない入園希望者への対応策でございますが、大木町では 4 月 1 日現在、待機児童は発生していない状況でございます。3 歳から 5 歳の児童につきましては、現在把握している対象人口のほぼ 100% の割合で利用施設を確保できている状況です。ですので、3 歳から 5 歳の児童が無償化により、すぐに待機児童という形でふえることはないと考えております。また、ゼロ歳から 2 歳の児童につきましては、現在、施設利用者のうち住民税非課税世帯の割合は約 4% で、こちらも無償化により大幅に増加するものではないと考えております。

しかし、例年のこととしまして、新たに保護者が勤務を希望される場合や、

転入される方が入園希望される場合などの対応が課題と考えております。町内には、まだ保育園の利用定員に届いてない施設もありますので、定員までの受け入れ拡大をお願いするとともに、他の施設の入所状況を的確に把握し、協議を密にしながら入園希望者への対応を確実に行っていきたいと考えております。

2つ目に、保育無償化による食材料費（副食費）の保護者負担の対応策につきましてでございますが、参考までに配付資料の4ページをごらんください。上の表の中の1段目に1号認定こども、2段目に2号認定こども、3段目に3号認定こどもの定義を載せておりますので参考にさせていただきたいと思います。

次に、5ページをごらんください。

現行では、幼稚園、認定こども園の1号認定では、主食費・副食費を実費徴収していましたが、これまでの保育所等の2号認定では主食費のみ実費徴収だったものを、今回の無償化後はどちらも同じように主食費・副食費を保育所等で実費徴収するものとされております。

資料8ページをごらんください。保育料の無償化となりますが、食材料費が実費負担に変わることにより、これまでの保育料よりも保護者の負担がふえないように、1号認定こども、2号認定こども、それぞれに表の色のついている対象者は副食費を免除する範囲として整合性が図られております。

6月12日の県からの制度説明を受け、これから町内の各保育園等においての実費徴収の金額がどの程度になるのか、それぞれの施設でどのように実費徴収を行うのかなど検討していくこととなりますが、まちといたしましても各保育園の取り組み状況を確認・指導していくとともに、保育料の無償化に伴う今回の食材料費の実費徴収という改正内容が保護者の皆様にご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、①の保育料無償化による待機児童を生まない入園希望者への対応策についての再質問ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　答弁の町内にはまだ保育園の利用定員に届いていない施設もあるという点について、関連してお尋ねいたします。

実際に保育園の利用定員に届いていない施設の現状には保育士不足が大きな原因であり、町内の保育園に伺ったところ、保育士不足は深刻で、教育実習にさえ来ない状況にあると話されました。保育士確保のため人材バンクを利用すれば、初期費用、手数料と経費がかかる上、保育士の資質向上には心配な点もあります。その上、保育士の専門性を高めるためのキャリアアップ研修の時間確保や、延長保育に対応するための勤務状況は大変難しいところもあるとお話しされました。

まちとして、これからも入所希望者に対応できる保育士確保についてはどのように考えてありますでしょうか、お伺いいたします。

議長　答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長　2番、野口裕子議員の再質問についてお答えいたします。

保育士の確保につきましては、全国的にその不足というのが問題となっております。こちらにつきましては、保育所で預かる子供さんの低年齢化等に伴いまして、1人の保育士で預かることのできる子供さんの数という条件等もございますし、無償化も含めてですけれども、入所できるようにということでのニーズが高まっている部分もあるのかと思います。

幸い、大木町については待機児童は発生しておりませんが、県内でも1,000人を超える、速報値で1,200人からの待機児童が発生しているような状況です。これについては県でもそういうふうな分をどういうふうに解決したらいいかというので話し合い等も持たれておりますけれども、なかなか画一的にこうやったら全部が解決できるという部分ではありません。先ほども言われましたように、保育士の処遇改善ということで、研修を受けていただくことでの賃金のレベルを維持するとか、そういうふうな国の施策もございますけれども、やはりどうしても研修に行くとなると、現場のほうの人員不足とか、そういうところもございます。保育士の補助者の雇い上げとか、そういう部分での補助なりは行って、少しでも負担軽減になるようにと努めている部分もございますし、まち独自で新しく保育士になられた方についての補助金を、施設と合わせたところでの事業を実施したりとか、そういう部分で現場のほうとも話し合いをした中で、国の制度を使う部分、まち独自で行う部分というのを今後とも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長　保育料無償化による待機児童を生まない入園希望者への対応策について、3回目の質問ございますか。どうぞ。

野口裕子議員　この点につきましても、保育園の状況を把握して、今後も行っていたきたいと要望いたします。

以上です。

議長　それでは、次に、②の保育料無償化による食材料費（副食費）の保護

者負担への対応策についての２回目の質問はございますか。２番、野口裕子議員。

野口裕子議員　答弁の１号認定こども、２号認定こども、それぞれの対象者は、これまでの保育料より保護者の負担がふえないよう副食費を免除されることは、当事者にとって大変安心できるものと思います。

ところで、町内の各保育園での実費徴収の取り組みで、今現在、把握されている現状をお教えください。お願いいたします。

議長　答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長　野口裕子議員の再質問にお答えいたします。

副食費の徴収の対象となるお子さんの割合ですけれども、今現在、大木町に通っていらっしゃるお子さんの中で、副食費の実費徴収が必要な方となるのが、大体３００人の方が実費徴収の対象となります。それ以外の方が、大体１４０人ほどが免除という形になります。

このような状況の中で、先日、町内の保育所や認定こども園等での会議の中で、主食費・副食費の現状を尋ねましたところ、本日配付しています資料の９ページの下段の主食費の注意書きにありますように、実費徴収して主食を提供している保育園が２園、ご飯を持参による現物持参をしているところが２園というふうになっております。

さらに、副食費の実費徴収を合わせて見直しするかどうかについて、それぞれの園としても課題となっております。主食費・副食費合わせての徴収対応にするのかどうかという部分ですね。副食費につきましては、詳細の計算までは

まだできておりませんが、おおむね参考資料の 5 ページ、6 ページの基準額 4,500 円前後となっております。それにつきましても、まだ対象の年齢の子供さん以外の食材費の計算とかもありますので、実費というのが、その辺の金額がどういうふうに最終的になるか、それをある程度町内で整合性をとるのかどうか、そういうふうな部分についてもこれから検討していくことになりますので、今後、近隣の市町村での情報も収集しつつ、町内の保育園及び認定こども園とも情報を交換して、今後の対応についてこれから進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長 保育料無償化による食材料費の保護者負担の対応策についての 3 回目の質問でございますか。2 番、野口裕子議員。

野口裕子議員 早目の情報提供は、町民、当事者への信頼と安心につながります。子育て世代にとって保育料無償化は大変喜ばしいことです。しかし、まず子育て世代にとって、働いている間、預かってもらえるかどうかということは、生活基盤を考える中で大変重要なことです。そして、大切な子供の命と未来を預かる専門機関としての保育施設の重要性もますます高まっています。保育料の無償化が保育施設も、利用者も、保護者側も混乱なくスムーズに取り組まれますよう要望して、私の質問は終わります。

以上です。ありがとうございます。

議長 はい、ありがとうございました。

以上で、2 番、野口裕子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を午後１時といたします。

休憩 11時48分

再開 13時00分

議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

５番、古賀靖子議員の一般質問を許します。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 ５番、古賀靖子でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。初めての質問でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、地域おこし協力隊の活動についてと子育てしやすいまちづくりの推進についての２項目について質問いたします。

まず、地域おこし協力隊の活動についてでございますが、私は民間企業をやめて、大木町で仕事をするようになり、この地域おこし協力隊の活動にとっても興味を持つようになりましたので質問いたします。

この活動については、昨年の６月議会において、古賀知文議員が一般質問されていました。そのときの回答は、蛭池地区の空き家利用の件と地域おこし協力隊のそれぞれの方の活動内容の紹介でした。この一般質問により、地域おこし協力隊通信として、広報おおきに活動が掲載されるようになりました。ことしの６月号で１０回掲載されています。しかし、当初に比べ、掲載枠がだんだん小さくなってきております。

その後、1年が経過しており、地域おこし協力隊の方々の活動がどのように進捗しているのか、改めて質問させていただきます。

現在、大木町では、5人の地域おこし協力隊の方がおられます。そのうち3人の方は、この6月で2年が経過し、残り1年と聞いております。最後の大事な1年が実りある活動となるために、次の質問をさせていただきます。

①地域おこし協力隊の方の活動目的と現在の進捗状況について。

②地域おこし協力隊の目的達成のための町の支援について。

③地域おこし協力隊の期間終了後、大木町に定住希望者の方はおられるかどうかについてです。

次に、子育てしやすいまちづくりについて、町長に質問いたします。

町長はマニフェストの一つに、子育て支援・教育の充実を上げておられ、子育て世帯に対して、来月の7月からはこども医療費の無料化を中学生まで拡大されます。これは保護者にとってはとても魅力的な支援であり、子育て世帯の増加にもつながることで、町を活性化させると思います。

しかし、子育て支援の現場に携わっている者の一人として、今の子育ての大変さを痛感しております。今の子育ては、私の子育ての時代と環境も違い、親の働き方も多様化しています。さらに、最近の子供たちを巻き込んだ事件など、どれをとっても大きく変化しております。その変化に合わせた環境づくりや子育て支援が必要になっています。

また、他市町村においても、いろいろな子育て支援を出しています。そんな中で、大木町がさらに子育て支援を推進するために、次の質問をさせていただきます。

①子育て支援については、担当課が複数にまたがっていると思います。スピード感を持って推進するために、関係課の連携及び事務の見直しについてどの

ように考えておられるかお尋ねいたします。

以上です。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 5 番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

まずは、私のほうから、子育てしやすいまちづくりの推進について答弁させていただき、地域おこし協力隊の活動については産業振興課長が答弁いたします。

子育てしやすいまちづくりの推進についてでございますが、議員ご指摘のように、私のマニフェストにおいて子育て支援・教育の充実の項目の中で、子育て世代包括支援センターの充実、こども医療費負担軽減・多子世帯応援、子育て支援体制の整備、ふるさと教育の充実などを上げさせていただいております。これらのお約束については、スピード感を持って実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。この中で、こども医療費の無料化を中学生にまで拡大することについては、7 月から実施することで、現在準備を進めているところでございます。

さて、議員ご指摘のように、現代社会においては、核家族化やライフスタイルの変化、親の働き方の多様化など、子育て環境は大きく変わり、さらに子供を巻き込んだ事件・事故等が多発する中で、地域全体で子供たちの健やかな成長を見守り、子育て世帯を親身に支える仕組みづくりが重要になっているというふうに考えております。

大木町では、ほかの市町村に先駆けて 20 年以上前から、保育料の大幅な負担軽減や多子世帯応援などの子育て支援対策を積極的に実施し、子育てしやすい

い町として、子育て世帯の移住・定住に結びつき、人口も微増傾向で推移してまいりました。また、地域で子供たちを見守る活動も活発に行われています。これまで築いてきた子育てしやすい町としての実績は、しっかりと受け継いでいかなければならないと思っております。

しかし、議員ご指摘のように、10月からは幼稚園、保育所、認定こども園などに通う全ての3歳から5歳児の保育料の無償化と住民税非課税世帯のゼロから2歳児の保育料無償化が全国的に実施され、また近年では、効果的な少子高齢化や人口減少対策として、ほとんどの市町村でさまざまな子育て支援策が実施されており、大木町が子育ての町として魅力を維持していくためには、町独自の総合的な子育て支援対策の充実が必要であるというふうに考えております。

議員ご質問の子育て・教育関係の連携・事務の見直しについてでございますが、まずは妊娠期から子育て期において、それぞれの段階に応じた支援や助言、サービスの提供が切れ目なく継続されるよう、ワンストップ拠点としての子育て世代包括支援センターを遅くとも令和2年度までに設置したいと考えております。また、子供の虐待に対応するケース会議などでは、子育て支援と学校教育の担当者が連携して対応しているものの、学校施設を利用している学童保育事業では、学童保育と学校との連携が十分できていないなど、担当課が複数にまたがっていることによる課題もございます。

議員ご指摘のように、妊娠期から幼児期、さらに学校教育まで、切れ目のない子育て支援体制をどうするのか、重要な課題であると認識しており、この見直しについて、できるだけ早く検討に入り、方向性を出してまいりたいと考えております。

町独自の総合的な子育てサービスの充実、地域全体での見守り・支援活動、

役場における子育て・教育の連携体制の整備を3本柱として、子育て支援政策を充実させてまいりますので、議員各位、地域や関係機関などのご支援をお願い申し上げます。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えいたします。

1、地域おこし協力隊の活動についてでございますが、本町では平成29年6月から、非常勤特別職として地域おこし協力隊を任用しております。現在、都市農村交流支援員2名、匠の技術伝承者1名、農村耕し隊2名の計5名が町内で活動しております。

まず、①の地域おこし協力隊の活動目的と現在の進捗状況についてでございますが、各隊員の活動目的及び進捗状況を一覧にした資料を配付しております。

整理番号1番の隊員でございますが、蛭池地区において、空き家を利用した地域活性化を計画し、その準備を進めているところでございます。この隊員は、移住コンシェルジュとして町の魅力紹介や町外から人を呼び込むための空き家を活用した事業化による地域の活性化を活動目標に掲げており、現在の進捗状況は、令和2年度よりゲストハウスの開業に向け、蛭池地区の空き家の改築作業などを進めている状況にあります。

次に、整理番号2の隊員でございますが、本地域の新たな食の魅力発信事業の取り組みを行う隊員として、昨年度は、えのき麺の開発及び試食販売活動に加え、きのこレシピ集の作成を行い、平成31年2月ごろからは、本町の特産品であるあまおうを使った琥珀糖「いちごのかけら」を開発し、本年春に一部

メディアにも取り上げられておりまして、注目されるなどしております。この隊員は、WAKKAを使った新商品の開発の活動に力を注いでいるところでございます。

整理番号3番、匠の技術伝承者として活動している隊員は、久留米がすりの人間国宝、松枝玉記先生のお孫さんでございます松枝哲哉先生より指導を受けられ、笹渕の工房においてその技術伝承の研修中で、現在は藍染めをするために藍だてをし、久留米がすりの全ての工程が本町でできるよう、引き続き取り組みを進めています。

農村耕し隊は、平成29年9月から任用の隊員と、平成30年4月からの隊員の2人が活動をしています。この2名については、道の駅おおきの北側農園において、年間を通した体験型農業と独自野菜の栽培販売を行っており、農業と連携した道の駅、にぎわいの場づくりを行っています。

なお、本資料に記載しております任用の期間についてでございますが、大木町地域おこし協力隊設置要綱において、隊員の任用期間は1年以内の期間とする。この場合において、町長は、当該隊員を3年を超えない範囲で再任することができる」と定めていることから、ここに記載しております任期期間は、最長の期間として記載しているものでございます。

次に、②地域おこし協力隊の方の目的達成のための町の支援についてお答えいたします。

大木町地域おこし協力隊活動費助成事業実施要綱では、人件費とは別に、地域おこし活動経費、自己研さん研修経費、地域おこし滞在経費の3つの区分経費の中で、町長が認めたものを1人当たり年間200万円を限度として助成することとしております。

1つ目の地域おこし活動経費は、作業道具・消耗品等の購入に要する経費や

活動用車両の借り上げに要する経費、関係者間の調整、意見交換等に要する事務的な経費のほか、定住に向けて必要となる研修や資格取得などに要する経費の実費相当額が経費として申請できることとしております。

2つ目の自己研さん研修経費は、研修会、講習会等の参加に要した旅費及び受講費並びに資格取得に要した受験費等の実費相当額が経費として申請できることとしております。

3つ目の地域おこし滞在経費は、毎月の上限額は4万円で、みずからの滞在のための居住借り上げに要する経費の実費相当額が経費として申請できることとしております。

これらの経費助成については、総務省が制定している地域おこし協力隊推進要綱に合致するもので、特別交付税の財政措置を受けることができるため、引き続き目的達成のための支援を行ってまいります。

最後に③、地域おこし協力隊の期間終了後、大木町に住みたいという方はおられますかについてお答えいたします。

本制度は、地方自治体が都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援や住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら、当該地域への定住・定着を図る取り組みについて、地方自治体が意欲的、積極的に取り組むことができるよう国が財政措置を行う仕組みとなっております。

本町においても、本年度委嘱した5名の隊員は、当該制度の目的、趣旨を十分理解され、活動されているものと承知していますので、現在活動されている方が全て本町に住みたいと思い、それを達成するためにどのような活動が必要なのかをしっかりと考えながら取り組まれているものと認識をしております。

平成29年度の全国の地域おこし協力隊員の現状についての総務省データで

は、隊員の約6割は任期終了後も定住し、同一市町村内に定住した隊員の約3割が起業されていると公表されていますので、本町の隊員の皆さんも任期期間中に自立できるめどをつけられ、ぜひとも定住に結びつけていただきたいと願っているところでございます。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 地域おこし協力隊の活動についての再質問はございますか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員 ありがとうございます。今の答弁で、都市農村交流支援員の方が2名、匠の技術伝承者が1名、農村耕し隊が2名の活動の内容がわかりました。

最初の質問として、平成30年度における、この5名の方に要した費用についてお尋ねいたします。また、その金額のうち、町の負担金があればお願いいたします。

それと、今後も引き続き地域おこし協力隊の募集をされる予定があるかどうかをお願いいたします。

議長 それでは、答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 5番、古賀靖子議員の再質問にお答えいたします。

1つ目でございます、平成30年度に要した費用についてでございますが、まず、報償費と活動助成金と2つの部分がございます。まず、報償費についてですが、これについては、隊員の区分によりまして月額がちょっと違っており

まして、町づくり活動全体を行う者、月額が20万円、文化伝承を行う者が月額16万5,000円の支給額となっております。本日お配りしました配付資料でいきますと、3番の隊員が16万5,000円のということになっております。報償費の年額、計でございますけれども、1,247万円ということになります。

次に、活動助成費でございます。これについては、先ほど地域おこし活動経費だったりとか自己研鑽研修経費、あと地域おこし滞在費というものを3つ合計で248万8,524円の助成金の支給を行っております。

なお、町費についてのお尋ねがございましたけれども、国の財政措置上限額が400万円となっておりますので、報償費については、町づくり活動全体を行う者が月額20万円で年額が240万円となります。それと、活動助成費は200万円が上限となっておりますので、報償費については40万円の部分、200万円を超える部分については町費で賄うということになってございます。

それと、2つ目の質問でございました今後の募集についてでございますけれども、現在、具体的な募集を行うというような予定はございませんけれども、大木町の特徴でもございます農業、特に新規就農関係については、定住・定着というのが望めるということもありますので、農村耕し隊あたりでちょっと考えていきたいなというふうに思っておるところでございます。

以上で再質問に対する答弁を終わります。

議長 地域おこし協力隊の活動についての3回目の質問はございますか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員 この制度の一番難しい点は、地域おこし協力隊の任期終了後、

大木町に根づいて引き続き活動することができるかどうかということです。本人が定住したい意思があっても、生活する上で、収入を初めいろんな課題が出てくると思われます。特に久留米がすりの技術伝承者となると、まだまだ長い修行の期間が必要となります。

そこで、任期終了された後、地域おこし協力隊員に対して、大木町独自として何か支援、対策を考えておられるかどうかお尋ねします。

議長 それでは、答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 5 番、古賀靖子議員の再々質問にお答えいたします。

任期満了後の隊員への支援ということでございますけれども、現時点において町独自の財政支援策はございません。国の財政措置におきましては、同一市町村内で起業された方についての経費についての財政措置というものがございまして、上限は100万円ということで承知をしております。

今後につきましては、地域おこし協力隊員とは、週に一度活動報告会、それと面談も定期的に担当者が行っておりますので、その中で定住・定着に結びつく具体的な支援策が必要であれば、その支援についての予算化、事業化を行うこととなるかというふうに考えております。

なお、町独自の支援を行う場合は予算措置が必要になると思いますので、隊員、またその関係者の方とも十分協議をしながら、また議員の皆様にも、予算の関係がございまして、ご意見等も踏まえながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長　それでは次に、子育てしやすいまちづくりの推進についての再質問を受けたいと思います。古賀議員、ございますでしょうか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　こども未来課長にお尋ねしたいと思います。

先ほど町長の答弁の中で、令和2年までに設置したいと考えておられる子育て世代包括支援センターなんですけど、これを利用される対象者をお尋ねしたいと思います。それとあわせて、併設場所もお願いいたします。

議長　答弁を許します。内藤こども未来課長。

こども未来課長　5番、古賀靖子議員の質問にお答えいたします。

子育て世代包括支援センターの対象年齢につきましては、県内で既に設置しております市町村の状況を確認しましても、まずは妊娠期から幼児期との考えから、就学前までを対象に開始しているケースが多く見受けられます。

大木町でも昨年度、庁内の事務改善委員会での検討結果として、当初、就学前までに設定し、さらに教育委員会との連携を図り、段階的に義務教育まで拡大を目指すとしております。

また、設置場所につきましても同様に、既に子育て支援の拠点として利用者に定着している子育て交流センターにおいて、必要な業務による整備や配置を考える趣旨の結果が示されております。その内容に沿って検討を進めていきたいと考えております。

以上で、5番、古賀靖子議員の質問に対する答弁を終わります。

議長　子育てしやすいまちづくりの推進についての3回目の質問はございま

すか。5番、古賀靖子議員。

古賀靖子議員　　ありがとうございました。

最後に、質問ではなく、私からの要望として、子供の成長は待ったなしです。今問題が起きていれば、すぐに対応しなければなりません。

そこで、先ほどの町長の答弁の中で、妊娠から学校教育まで、切れ目のない子育て支援体制をどうするかは重要な課題であると、それと認識もしているということでしたので、この見直しについて、できるだけ早い検討、方向性を出したいと言われておりましたので、ぜひともスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

最後に、町独自の子育て支援対策を充実させていただくということですので、子育て支援についても継続して一般質問をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長　　ご意見でございますが、町長、何か言い足りないことがあれば。よろしいですか。境町長。

境町長　　今回、子育て支援に関するご質問をいただきましてありがとうございます。子育て支援に関しては、私も冒頭申し上げましたように、マニフェストの中で重要課題として位置づけさせていただいて、本当に切れ目のない支援をどうするのかというのが課題になっているということでございます。

大木町は、これまで子育ての町として結構評価されてきましたので、やっぱりそれを、その強みを維持していく。その強みをさらに生かしていくということを考えないといけないと思っているので、議員の皆さんともいろいろ今後ご

支援を賜りながら、ぜひ子育てに関して、子育てに関しては今までのように、例えば保育料を安くすればそれで子育てしやすい町というふうな評価も得られませんので、やっぱり全体的に、総合的に、実際子育てしている人たちが大木町で子育てしてよかったと思っていただけるような、そういうような対策を打ち出していく必要があるというふうに考えていますので、そういう総合的な子育て支援について、本当に言われるようにスピード感を持って具体的な方向性を出してまいりたいというふうに思っております。どうもありがとうございます。

議長　　以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問を終わります。

それでは、続いて、6番、北島好昭議員の一般質問を許します。北島好昭議員。

北島好昭議員　　6番、北島好昭です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。議員となって初質問であり、ふなれでもありますので、執行部におかれては、質問の意を酌んでご答弁くださるようお願いをいたします。

さて、今回は、安全対策を問うとの視点で2項目質問をいたします。

まず、高齢者の自動車運転操作ミスが原因と思われる悲惨な事故が発生をしています。特に4月には、東京で発生した80歳男性の暴走運転により、歩道を横断していた31歳の母親と3歳のお嬢さんが一瞬にして命を絶たれた事故や、6月に入り、福岡市内で発生した80歳男性が運転する自動車が100キロを超える猛スピードで交差点に突っ込み、運転者と同乗の配偶者が死亡し、7名の方が巻き込まれ重軽傷を負われるなど、悲惨な事故が頻発しているよう

に感じます。

このような事故を発生させないためには、自動車の運転に不安等を持つ高齢者やその家族の皆さんには、我が家から悲惨な事故の加害者をつくらないとの決意から、家族内で十分にお話し合いの上、高齢者の納得の上で自動車運転免許証の自主返納をいただければと思いますが、行政が自主返納を後押しするような施策の実施もまた必要と思います。

つきましては、本町における免許証の自主返納を促す施策の実施状況とその成果をお尋ねいたします。

2点目です。子供たちの通学路の安全確保についてであります。

国道442号が整備されたことにより、旧国道442号線は大木町に移管をされ、町道1545号線として管理することとなりましたが、その町道の大部分には歩道がない状況の中、通学する子供たちは、大型トラック等が通行する際、道路路肩部分に立ちどまり、車が通り過ぎるのを待ち、再び歩き出すという危険と隣り合わせの通学状況です。

そこで、町長にお尋ねをいたします。

町道1545号線を通学道路として使用せざるを得ない現状を、より安全に改善することはできないかお尋ねをいたします。

以上2点の質問をいたします。

議長 それでは、答弁を許します。境総務課長。

総務課長 6番、北島好昭議員の一般質問にお答えいたします。

本町においての自動車運転免許証の自主返納を促す施策の実施状況と成果については私から答弁させていただき、旧国道442号を通学路として使用せざ

るを得ない現状をより安全に改善することはできないかについては建設水道課長が答弁いたします。

まず、福岡県内の交通事故の発生状況でございますが、平成30年の交通事故発生件数は3万1,279件、死亡者数は136人となっており、直近の10年間で発生件数、死亡者数とも約30%減少しております。また、平成30年の本町の交通事故発生件数は47件と、直近の10年間で約半減しております。管内の大川市、筑後市と比べても、各段に少のうございます。このことは、飲酒運転撲滅や子供と高齢者に対する交通安全意識の高揚と教育活動の推進など、警察、行政及び地域の交通安全指導員など、関係機関の長年にわたる地道な活動の成果であると認識をしております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、近年、高齢者の逆走や暴走運転などによる重大事故が頻発し、特に子供や女性などが犠牲になる悲惨な事故が発生しております。警察庁の年齢別死亡事故統計でも、10年前と比較すると、全体の発生件数は34%減少しているにもかかわらず、80から84歳は14%、85歳以上は96%増加しており、また75歳以上の運転者が起こす死亡事故の原因は、ハンドル操作やブレーキとアクセルの踏み間違いなどの操作不適が最も多くなっております。

このような高齢者による事故対策として、実技の義務化を含めた運転免許の毎年更新や自動ブレーキ搭載車などの車種に限定する限定免許制度の創設、さらには、速度制限自動車や自動運転自動車の実用化などが求められておりますが、現在国において法制化や実用化に向けた検討がなされており、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

二、三日前の政府の関係閣僚会議では、法制化に向けて今年度中には方向性を出したいということが示されておるところでございます。

本町では、平成29年度から、高齢者運転免許証自主返納支援事業としまして、運転免許証を自主返納された70歳以上の高齢者に対し、日常生活に不可欠な買い物や通院などに利用するためのタクシー利用券、初乗り料金相当——1回620円分でございます——これを1年に48枚、2年間助成することとしております。

高齢者の運転免許証自主返納に対する支援は、現在県内33の自治体で実施されておりますが、その多くは期間が1年で1万円から2万円程度の助成となっておりますが、本町では最高で年間3万円程度の助成を2年間行う制度としております。

また、制度の内容については、年度当初と中間の年2回広報紙に掲載し、また各種の会議等でも周知をさせていただき、町民の皆様への周知を図っているところでございまして、利用者は、平成29年度23人、助成額24万2,000円、平成30年度50人、助成額39万円と増加しており、現在までの申請者は65人となっております。

公共交通機関が十分とは言えない本町において、日常生活における自動車の利用は必要不可欠であります。本事業の実施により高齢者の健康状況に鑑み、本人やその家族が運転免許証の自主返納を考えていただく契機となる有効な施策であると考えております。

交通事故は、日常生活において誰もが当事者となるおそれのある身近な問題であり、安心・安全なまちづくりのため、今後も警察、地域及び各種団体と連携し、町民の交通安全意識を高めていく広報啓発や教育活動を継続していく所存でございます。

以上で、6番、北島好昭議員の一般質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長 答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長 6 番、北島好昭議員の一般質問にお答えいたします。

安全・安心なまちづくり、これは第 5 次大木町総合計画においても、明確な目標として位置づけられています。中でも道路網の充実、特に通学路の安全・安心な歩行空間を確保すること、これが安全・安心なまちづくりという目標を達成する上で重要な役割を担っていることは十分認識をしているところです。

さて、町道に移管されまして、平成 25 年 3 月に全面供用開始されました旧国道 442 号、現在の町道 1545 号線、こちらにつきましては、議員ご指摘のとおり、侍島交差点部分を除き、そこから筑後市境までの東の部分が主要な通学道路であるにもかかわらず、歩道未整備区間として、交通量が多く、また大型トラックも少なくない頻度で往来している、そういう状況にあります。

ご存じのとおり、道路というのは車と歩行者が分離して利用できるように歩道が整備されていることが交通安全上望ましいわけですが、家屋連担地等においては膨大な予算を要するため、なかなか実現できないのが実情です。

本町の道路整備計画路線としましては、ご承知のとおり現在着手いたしております町道 10 号線、自転車歩行者道路整備事業、場所的には花宗川より南で三八松の交差点までとなりますが、こちらが完了した後は、中島地区から大溝小学校付近までの自転車及び歩行者空間の整備が次期事業として既に計画されていますが、やはり多大な財源を要することから、その後の計画については決定をしていない状況にあります。

このため、当課といたしましては、取り組みやすい安全対策として、路側帯——これはご承知のとおり、道路の両端にあるもので、歩行者が通行できて車

が通行できない部分です——これを広くとりまして緑色に着色をするグリーンベルト整備、これをこれまで並行して取り組んできております。グリーンに着色することで、ドライバーが車道と路側帯を視覚的に、より明瞭に区分できるようにして交通事故を防止すること、さらに場合によっては車道幅を狭くすることで、速度の出やすい道路を速度が出しにくい道路に改める効果も期待できるものです。

議員が懸念される道路につきましても早期に手を打つべき路線であり、当面の措置として、グリーンベルト化を進めるべき路線として既に検討、調査に入っているところです。ただ、地域の理解、警察の容認・同意、それから財政面の手当など、クリアすべき課題も多く想定されますので、舗装補修工事や水道管の布設がえ工事など、他事業との絡みの中で、最も効率的なタイミングで着手できるよう準備を進めていきたいと考えております。

いずれにしましても、早期実現に向け、できる限りの努力をしていく所存ですので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、6番、北島好昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 それでは、1点目の本町においての自動車運転免許証の自主返納を促す施策の実施状況と成果についての再質問はございますか。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員 それでは、先ほどの答弁に対し再質問をさせていただきます。

ただいま自主返納を促す施策として、タクシーの初乗り運賃相当額のタクシー利用券を年間48枚を限度に2年間、自主返納した高齢者の申請に基づいて交付されることとなっておること、また広報おおき6月号にも再度特集記事を

掲載され、その普及に取り組まれていることについて敬意を表しますが、2年間の交付期限を終えた自主返納者で、家族の支援も受けられない方はどうなるのでしょうか。全額自費でタクシーを利用しなければならないのでしょうか。

そこでお尋ねしますが、近隣の自治体では、運営の形態はそれぞれだと思いますが、コミュニティバスや福祉バスの名称で、市内、市外を問わず、病院、役所、スーパー、銀行等を巡回する定期路線として、買い物難民と言われる高齢者の足を確保されているようですが、本町においてもコミュニティバス等の運行予定があるものなのか。あるのであれば何年度運行予定かを、町長にお答えいただきたいというふうに思っております。

その回答によれば、免許証の自主返納時期に悩む高齢者が一つの決断の時期ということで判断することにさらになるのではなかろうかというふうに思っておりますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 北島議員のご質問にお答えいたします。

北島議員のご質問いただいている内容は、これも本当に町としては大きな課題であるというふうに考えています。現状では、高齢者の事故が多発をしておると。かといって、大木町のような、そういうコミュニティバスであるとか公共交通機関が発達していないところでは、じゃ、ある程度年をとったら免許証を返納しなさいということでやってしまうと、今度は身動きがとれなくなってしまう。結局、家の中にひきこもったり、買い物に行けなかったり、病院に行けなかったり、そういうようなことになってしまうわけです。

一つ、ご家族の支援等があれば、タクシーチケットの助成というのも一つ有

効な対策だとは思っているんですけども、それが根本的な解決にはならない
ということは、もう議員ご指摘のとおりでございます。それとあわせて、これ
からのまちづくりをやっていく上で、町が生き残るということはどういうこと
かということ、全ての地域が生き残ること。全ての地域で安心して暮らしていけ
るという、そういうようなまちづくりをするということが非常に大事なことで
ありまして、そのために議員ご指摘のように、コミュニティバスであるとかデ
マンドタクシーであるとか、そういう地域モビリティの問題というのは当然
避けて通れないと。これも実はマニフェストの中に一応示させていただいてお
りまして、この問題は結構やり方によっては、例えば空のバスが走ったりとか、
非常にコストがかかったりとか、そういうような状況もございますので、大木
町の地域でどういう形で地域モビリティを取り組んでいくのかというのは、
やっぱりじっくり検討していかんといかんだらうというふうに考えております。

じゃ、来年からすぐやれるかということ、そういうような簡単な問題ではない
というふうに考えておりまして、コミュニティの活動あたりも活発になって
きましたので、そういうところでの運営も含めて、少なくとも私の任期中には
方向性を出したいというふうに思っております、企画課のほうには、まずは
全国的にどのような方法で地域モビリティシステムを構築しているのか。
いろんなやり方がありますので、それをまず情報を収集して、有望なところ
については資料を取り寄せたり、できれば直接調査に行ったりして、大木町で
どういう形で取り組んでいったらいいかというところを方向性をとにかく出した
いというふうに考えております。それについても議員各位とはいろいろ情報交
換しながら取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも
そういう意味でのご支援のほうはよろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長　　本町においての自動車運転免許証の自主返納を促す施策の実施状況と成果についての３回目の質問はございますか。６番、北島好昭議員。

北島好昭議員　　３回目、これは質問ではございません。もう要望ということで聞いていただいていいかと思います。

今、町長から答弁がされたように、いろいろな形態があるわけで、じゃ大木町に適する形態が何なのか。やっぱりそれは調査、検討が必要だろうと思いますが、先ほども言ったように、これは高齢者だけが事故を起こすわけではないんですが、しかも高齢者の免許証を取り上げるわけでもないんですが、ちょっと頻発しておるという現状からも、できれば早期に大木町独自の足の確保ができますように、一層のご努力をお願いしたいというふうに思っております。要望でございます。

議長　　それでは次に、旧国道４４２号線を通学路として使用せざるを得ない状況の現状をより安全に改善することはできないかについての再質問でございますか。６番、北島好昭議員。

北島好昭議員　　先ほど、建設水道課長のほうより答弁をいただきました。非常に踏み込んだ答弁をいただいて、もう私も質問することがないんじゃないかなろうかと思ったところなんですが、そういった前向きなアイデアもお持ちのようですので、なかなか地元のことは言いにくかったんですが、そちらから踏み込んでいただきましたので、ぜひ子供たちは町の宝でもありますから、通学路の安全確保について早急に実施をお願いしたいというふうに思っていますし、１

点、横断歩道もないところをどうしても横断せざるを得ないという箇所も中にございます。そこについても、過去に要望もしたということもちょっと聞いたことがございますが、できれば点滅信号付きの横断歩道の整備ということもあわせて検討していただきたいというふうに思います。

それとあわせて、これも私がたまたま地元のところで見ておっただけのことで要望しておるところなんです、町内の他の地域でも、まだまだ多くの危険箇所があるかと思いますので、ぜひPTAなり、学校教育課なり、そういったところと情報交換やっていただいて、一日も早く全町的に危険箇所をなくすという取り組みをやっていただきたいというふうに思っているところです。

よければ、いま一度、建設水道課長の決意を聞いて終わりたいと思います。

議長 答弁を許します。川村建設水道課長。

建設水道課長 今、議員のほうからいただきました要望については、警察との協議を必要とするものも多々あると思います。地域の要望、それから先ほど申し上げられましたPTAからの要望等にできるだけ沿うような形で、警察との協議、その他必要な条件整備に取り組んでいきたいというふうに思います。

あと、やはり道路管理者である建設水道課としても、今後、先ほど議員がご指摘なされたように、今後あわせてソフト面においても積極的に踏み込んで、安全な道づくりへ向けたソフト面の充実というのは課題として取り組むべきだというふうに認識はいたしております。学校教育課等と連携いたしまして、安全パトロールに基づく危険箇所の吸い上げ、情報共有、それから対応できるところについては迅速な対応を行う、そういった連携をまた学校サイドのほうと密にして、道路管理者としても道路の安全について、特に通学路の安全につい

て積極的に今後踏み込んでやらせていただきたいと思います。

以上です。

議長　それじゃ、3回目の質問は。6番、北島好昭議員。

北島好昭議員　もう質問ではありません。前向きな答弁をいただいてありがとうございます。まだ30分も残しておるので、これはちょっと余りサバ読み過ぎたかなと思っておるんですが、何も無いのに時間を潰してもしようがないでしょうから、本日はこれにて私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長　これをもって、6番、北島好昭議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。14時20分からの再開といたします。

休憩	13時57分
----	--------

再開	14時20分
----	--------

議長　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、議案第31号大木町環境プラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、去る6月13日に文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。益田隆一委員長。

益田委員長　　去る6月13日、文教厚生常任委員会に付託されました議案第31号大木町環境プラザの指定管理者の指定について、審査の結果を報告します。

6月14日、環境課長、係長に説明のための出席を求め、詳細なる資料、過去の決算報告書、事業計画書の提出を求め、詳細なる説明を受けました。

一般社団法人サスティナブルおおきは、大木町、大木町商工会、福岡大城農業協同組合、株式会社ビストロくるるんにより、大木町の持続可能なまちづくりに寄与することを目的として設立された法人であり、大木町環境プラザの運営業務は当法人の設立目的に合致している。また、現在、大木循環センターの運営はもとより、環境プラザのリユース部門や分別指導、選別作業の受託業務を適正に行っており、現在の職員を中心に、環境に精通した新たな人材を加えることで、より効率的で発展性のある管理運営ができる。環境プラザについては、ごみ出しの拠点施設として住民の利用が年々増加しており、今後、機能保全のための修理とあわせ、住民のアイデアを加えた運営を組み合わせることができれば、より機能的で多くの人が集う施設に成長することができるという内容であった。

委員会からの要望としては、現在の環境プラザの人員確保、環境課自体、人員が足りないように感じている部分もあり、今後の人材確保に期待したい。また、世界でも深刻化するプラスチックごみの問題にいち早く取り組んでいる本町は先見の明があり、環境プラザの隣の敷地にある株式会社YKクリーンとの連携を図り、敷地内につくった公園を有効活用するためにも、視察対応を含め

大木町環境プラザの今後の展開を期待したいと思います。

以上のような経緯と選定理由及び今後の事業展開を期待し審議した結果、委員会としては一般社団法人サスティナブルおおきは指定管理者として妥当であると判断し、原案のとおり可決すべきものと、参加委員全員の賛成のもと決定しました。

以上、委員長の報告を終わります。

議長 委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

益田委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。この採決は起立によって行います。

議案第３１号、本案に対する委員長の報告は可決です。

日程第２、議案第３１号大木町環境プラザの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第３１号、本案については委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程第３、議案第３２号町道の路線の廃止について、日程第４、議案第３３号町道の路線の認定については、それぞれ関連がありますので、一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第３２号、議案第３３号については一括議題といたします。

本案は、去る６月１３日に総務建設産業常任委員会に付託されておりましたので、委員長の報告を求めます。徳永伸行委員長。

徳永委員長　町道の路線廃止及び認定について、委員長報告をいたします。

令和元年第３回大木町議会６月定例会に提案されました議案第３２号町道の路線の廃止について及び議案第３３号町道の路線の認定については、総務建設産業常任委員会に付託されました。

去る６月１３日、建設水道課長による書類審査と現地調査を実施しましたの

で、その報告をいたします。

廃止する路線は、不用となった一部を木佐木小学校の拡張用地と交換するもので、町民の利益になると判断します。認定しようとする２路線は、廃止した路線を延長して他の町道と接続するもの１件と、寄附採納物件１件です。

委員会として現地調査を行い、さらに詳しく説明を求めたところであります。廃止した路線を延長して他の町道と接続する路線では、延長部分がカーブしており、速い速度で通行すると事故につながる可能性があり、速度注意の表示などをするよう要望いたしました。

以上のことから、審査の結果、原案のとおり町道の廃止及び町道の認定をすべきと判断いたします。

総務建設産業常任委員会に付託されました議案第３２号町道の路線の廃止について及び議案第３３号町道の路線の認定については、全員原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、審査の経過と結果の委員長報告を終わります。

議長　委員長の報告を終わります。

委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

総務建設産業常任委員会、徳永委員長、ありがとうございました。

これから討論を行います。議案第３２号、議案第３３号について討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

日程第３、議案第３２号町道の路線の廃止についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本案に対する総務建設産業常任委員会委員長の報告は可決です。日程第３、議案第３２号町道の路線の廃止については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第３２号町道の路線の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第４、議案第３３号町道の路線の認定についてを採決いたします。この採決も起立によって行います。

本案に対する総務建設産業常任委員会委員長の報告は可決です。

日程第４、議案第３３号町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第 33 号町道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 35 号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 36 号大木町教育委員会委員の任命についてを日程に追加し、追加日程第 1、議案第 35 号、追加日程第 2、議案第 36 号として議題とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第 35 号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 36 号大木町教育委員会委員の任命についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、議案第 35 号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長 議案第 35 号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

（総則）第 1 条 令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）第 2 条 令和元年度大木町水道事業会計予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順番で読み上げます。

第1款資本的収入、2億5,442万1,000円、1,500万円、2億6,942万1,000円。

第1項負担金、592万1,000円、1,500万円、2,092万1,000円。

支出。第1款資本的支出、2億9,581万5,000円、1,500万円、3億1,081万5,000円。

第1項建設改良費、1,849万8,000円、1,500万円、3,349万8,000円。

令和元年6月19日、大木町長、境公雄。

以上でございます。

議長 職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長 議案第35号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本案は、福岡県が実施する久留米柳川線大溝駅交差点道路改良事業において、迂回用仮設道路の設置が決定され、施工されることに伴い、既存道路に埋設された水道管を速やかに仮移設する必要があるため、係る費用を予算化するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

議長　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明を所管課長に求めます。川村建設水道課長。

建設水道課長　それでは、令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書1ページをごらんください。

提案理由でも述べましたとおり、福岡県が現在実施しております主要地方道久留米柳川線の道路改良・改築事業のうち、大溝駅前交差点付近の改良工事において、橋梁のかけかえ、拡幅の工事のための迂回用仮設道路を設置する旨決定がされたため、既存の橋梁に沿って布設されている水道管を仮移設することが必要となり、資本的支出の建設改良費で工事請負費相当額を、また資本的収入の負担金の項目では同額で県からの補償金見合いの工事負担金をそれぞれ計上いたしております。

以上で説明を終わります。

議長　以上で所管課長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第35号については、会議規則第38条第3項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、議案第３５号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長　討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。この採決は起立によって行います。

追加日程第１、議案第３５号令和元年度大木町水道事業会計補正予算（第１号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長　起立多数です。したがって、議案第３５号、本案については原案のとおり可決されました。

追加日程第２、議案第３６号大木町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長　議案第３６号大木町教育委員会委員の任命について、次の者を大木町教育委員会委員に任命することについて、町教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により議会の同意を求める。令和元年６月１９日提出、大木町長、境公雄。

住所、大木町大字三八松４０２番地２。

氏名、鳥取　賀子、６２歳。

以上でございます。

議長　職員の朗読を終わります。

提出者から提案理由の説明を求めます。境町長。

境町長　議案第３６号大木町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

本案は、前大木町教育委員会委員の野口　裕子氏が平成３１年３月１３日付で辞職されたことに伴い、新たに鳥取　賀子氏を本年４月１日付で同委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

ご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由いたします。

議長　これをもって提案理由の説明を終わります。

詳細にわたる説明は提出者からなされましたので、省略いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なし

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なし

議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。この採決は起立によって行います。

追加日程第2、議案第36号大木町教育委員会委員の任命については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数

議長 起立多数です。したがって、議案第36号大木町教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

ただいま本人がおみえでございますので、挨拶を受けたいと思います。

鳥取委員が議場に入られましたので、ご挨拶のほうをお願いいたしたいと思っています。どうぞ。

鳥取 賀子氏 失礼します。先ほどご承認いただきました鳥取 賀子です。
ご承認くださいますとありがとうございます。

私は、教諭として39年間、大川市内の中学校に勤務しておりました。たくさんのお子さんに出会い、日々一緒に悩み、喜び、そのかわりの中で、子供たちや保護者から多くのことを学びました。それで、私自身も成長できたと思っております。もちろん職場の先生方の支えがあったからです。

そんな私の経験を役立てることができたらと思っております。これからも勉強していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長 それでは、鳥取委員が退出をされます。

それでは、日程第5、大木町議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付しております本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第6、大木町議会常任委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題

といたします。

各委員長から、会議規則第72条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本会議において議決されました案件で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長　ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

日程第7、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、3番、原田勝議員、5番、古賀靖子議員、お二人を指名いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和元年第3回大木町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会

1 4 時 4 5 分

地方自治法第123条の規定により署名する

議 長 中 島 和 正

5 番 古 賀 靖 子

3 番 原 田 勝